

---

令和3年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

令和3年3月10日 (水曜日)

---

**議事日程 (第4号)**

令和3年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

**出席議員 (13名)**

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	11番 塩田 文男君
12番 武道 修司君	13番 池亀 豊君
14番 田村 兼光君	

---

欠席議員 (1名)

10番 田原 宗憲君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	新川 久三君	副町長 ……………	八野 紘海君
教育長 ……………	久保ひろみ君	会計管理者兼会計課長 ……	永野 賀子君

総務課長	……………	元島 信一君	企画財政課長	……………	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長	…	吉川 千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………	武道 博君
学校教育課長	……………	野正 修司君	生涯学習課長	……………	古市 照雄君
監査事務局長	……………	石井 紫君			

---

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
宗 晶子	1. 産後ケア事業の導入について	①自宅訪問型産後ケア事業を導入し母親支援の実施を求めるが
	2. 教育行政について	①指定校変更について協議の基準を問う ②総合教育会議での教育行政に関する意見交換内容報告を また、今後の展望を問う ③制服及び体操服のネーム刺繍の必要性を問う ④全国学力・学習状況調査の目的及び実施の在り方を問う
	3. 女性活躍推進について	①第3期特定事業主行動計画の策定方針及び策定状況を問う
	4. 新型コロナウイルス感染症関連について	①住民の立場に立った情報発信を求めるが ②今後の交付金使途を問う
池亀 豊	1. 国民健康保険税について	①高い国民健康保険税について ②子どもの均等割保険税について
	2. 新型コロナウイルス感染症について	①新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金について ②築上町の新型コロナウイルス感染症の現状について ③新型コロナウイルスワクチン接種について ④小中学校の密集について
	3. デジタル庁について	①国と自治体のシステムの統一・標準化（行政デジタル化推進）について ②マイナンバーカードの普及について ③GIGAスクール構想について
工藤 久司	1. 新型コロナウイルス対策について	①様々な支援策を行ったが実効性はあったのか ②コロナウイルスの影響で大学を辞めた学生はいるのか ③コロナ禍で行うオリンピック聖火リレーの現状について
	2. 学校教育について (学習指導要領の改正)	①2020年度から実施している英語、プログラミング、道徳授業の現状は ②来年度から5年間で小学校が35人以下学級になる又、教科担任制へも移行する予定だが町の対応は
	3. スポーツ文化等で活躍している人への支援について	①支援を行うために条例化を提案したいが（スポーツ文化推進の町宣言）

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
田村 兼光	1. 災禍について	①地方自治法の根拠にのっとり、火災や水害等に遭ったその跡片づけなどに費やした費用等の救済について

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

ここで議長の私のほうからお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いをいたします。執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いをいたします。発言をされる方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁をする方を指名をしてください。なお、答弁を行うものは所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問者席から行ってください。議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分となりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わります。よろしくをお願いをいたします。

これより、順番に発言を許します。

6番目に、7番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 皆さん、おはようございます。7番、宗晶子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、産後ケアの導入について、自宅訪問型産後ケア事業を導入し母親支援の実施を求めるが、ということで通告させていただきました。

令和3年3月1日より、築上町子育て世帯包括支援センターが開設されました。妊娠期から子育て期まで、切れ目なくきめ細かに支援するという大切なセンターの設立の御尽力に、心から期待と敬意を表します。同センターは、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、サービスや情報などを1か所で案内するワンストップ相談窓口ということなので、プラスの事業、訪問型産後ケア事業の導入を求めて質問いたします。

私は、2018年6月議会でこの質問をいたしました。その産後ケア事業は、産婦人科でショートステイを受け入れるという形の提案だったのですが、御答弁は築上町の中に、今産婦人科や助産院などのお医者様がいらっしゃいませんということで、課題として検討していきたいと思っておりますと、御答弁を賜ったところです。

あれから約3年、確かに産婦人科のない本町では難しい事業だったと感じます。お隣の行橋市では、実際に産婦人科でのショートステイを利用された方のお声があります。ショートステイ利用中は安心だけど、実際の生活に戻ったときに育児や母乳に不安を感じるということ。大変、

共感しているお声です。以上のことから、訪問型産後ケア事業の重要性を感じております。行橋市での訪問型産後ケア事業は、今年度9月よりスタートいたしました。母子が実際に暮らす居宅に助産師が訪問して行う産後ケア事業を、産後ケアアウトリーチ型と呼びます。

この提案の背景となる法根拠を申し上げますと、母子保健法の一部を改正する法律となります。令和元年12月6日に改正されております。産前産後の身体、精神的に不安定な時期に、誰かの助けが十分に得られず、鬱状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況、その状態が子どもの虐待の誘因になることが指摘されております。産後の育児を家庭のみに任せるのではなく、母親の孤立を防ぎ、様々な支援を行うことが重要とされています。

このため、本法は育児不安等を抱える出産後1年以内の母親と、その子を対象に助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援することを目的としたものです。市町村には、同法改正により次の3つのいずれかに掲げる事業を行うよう、努力義務が課せられています。

1番目に短期入所事業、2番目に通所事業、この2つは町内に産婦人科がないとかなり難しいのではないかと思います。3つ目に訪問事業でございます。産婦人科のない本町に適しているのは、3の訪問事業であると考えます。さらに市町村には産後ケア事業と子育て世帯包括支援センターを中心とする関係機関の連携により、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目ない支援体制の構築を図りたいということで、令和2年8月5日、厚生労働省子ども家庭局長より、母子保健法の一部を改正する法律の施行について通知が出されています。

そこで、子育て・康支援課長にお尋ねいたします。今、申し上げたような社会状況と法改正に基づき、本町ではどのように産後ケア事業の施策が進んでいるのでしょうか。御答弁を求めます。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

産後ケア事業が進んでいるかとお尋ねでございますが、赤ちゃんの成長は待ったなしで、かつコロナ禍であるからこそ産後ケアの必要性を認識し、少しずつではありますが施策を進めている状況です。ただし、子育て世帯包括支援センターの開設のときと同様、事業の実施はしていますが、住民の方からみるとそれが利用しやすいサービスであるのか、町としては考慮しなければならないと思っています。

現在の施策ですが、現在は赤ちゃん訪問事業を活用し母子支援を行っております。訪問の際、赤ちゃんだけでなく産後ケアとしてお母さんの産後鬱のスクリーニングの導入を行い、身体状況なども確認し支援を実施しています。また、早期に支援が必要と判断された母子については、産院から連絡をいただき、退院時に早急に連携しながら支援を行うこともあります。

また、当町では1月に子育て世帯包括支援センターを開設し、併せて助産師の資格を持った職

員の採用が予定されております。助産師の採用は、人材が不足している中、なかなかレアな施策だと思っております。この助産師の採用により、きめ細やかで専門的な視点を持ったサービス提供がさらに可能になると考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧な御説明ありがとうございます。利用しやすいことが一番大事、おっしゃるとおりでございます。そして、連絡体制の構築と助産師の雇用に関しては大きな敬意を払っております。そして、赤ちゃん訪問ということでケアを推進されていることも承知しております。

まず、赤ちゃん訪問との違いということについてお話させていただきたいと思います。赤ちゃん訪問は、生後4か月以降になります。赤ちゃんの体重測定とかなさるし、今言ってくださった産婦人科との連携、そして新しいチェック方法も存在しているようで、それも大変重要だと思うしありがたいと思っておりますが、行政が利用する、実施する赤ちゃん訪問は、行政サービス全般の周知であります。訪問型産後ケア事業というのは産婦さん、また家庭の困りごとにより柔軟に対応でき、より専門的に支援ができますので、その違いをぜひ御理解いただきたいと思います。

また、町で助産師さんを雇ってくださるということは、本当に助産師不足の中、よくぞ見つけてくださったと高く評価したいと思います。ただ、助産師さんは町の中でのお仕事がたくさんあるわけです。ですから、専従では訪問が困難なのではないかと思えます。行橋市の産後ケア事業で、物すごく大事なものは3時間かけてゆっくり訪問できる。そして、受益者負担が1,000円、3時間1,000円で長い時間ゆっくりケアを受けることができる。指導を受けることができるというのが利点となっております。

実際、本町に在住の方が行橋市の助産院さんを訪ねて、産後ケアを受けられて自費負担をされているというお話を伺っております。行橋市在住であれば1,000円の負担で済むのに、5,000円から1万円のお金を産婦さんは払わなくてはいけないという現状がございます。ですから、必要なときに必要な時間と料金で、必要な時間と料金というのが、町側の料金負担ですね。行橋市の場合は受益者負担が1,000円で、市のほうが4,000円の助成をしているそうです。しかし、今後4,000円が9,000円に上がるということをお聞きしております。必要なときに必要な時間と料金で実施できるこのような事業こそアウトソーシング、外注してたくさん助産院等に業務委託をした上で、この事業を始めていただきたいと思うのですが、語り尽くしたところで、担当課長何かあれば御答弁お願いできますか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

宗議員の御指摘のとおり、現在は赤ちゃん訪問を活用して事業を行っておりますが、利用する方が気兼ねなく利用できるサービスの構築についても、他市町村の状況を参考にしながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 御検討との前向きな御答弁ありがとうございます。

最後に、町長にお尋ねしたいと思います。本町は第3次コロナ交付金、簡単に申し上げますとコロナ交付金を妊産婦補助金に充当していただきました。子育て世帯包括支援センターも設置いたしました。町長の新しい命と産婦さんへの思いが伝わっている施策であると思います。法改正に基づき訪問型産後ケア事業を実現いただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 一応今、産後のケアというようなことで、吉川課長からも答弁しましたけれども、子育てということで、築上町は子どもの命を守るという総合計画のテーマがございます。この中からも、先般1つは助産師の資格、今は会計年度職員でございますけれども、4月1日からは資格を持った助産師2人を雇って、2人いるのかどうかちょっと分かりませんが、一般事務に回ってもらう分もございますけれども、できればたくさん要望ができれば2人をそれぞれ専属で配置しながらやっていくということで、非常に優秀な方でございましたので、1名の予定でしたけど2名採用するようにしまして、充実した子育て支援を行っていこうというようなことで考えているところでございまして、まだいろんな形で子育ての状況では出てくると思うんで、その都度検討しながら子育て支援と、そして少子化が少しでもこれが食い止めればいいかなど、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 御答弁ありがとうございます。子育てに関して前向きな答弁いただきました。やはり子育ては物すごく大変です。そこでケアが受けられたら、もう一人産もうかなくて思われると思います。今申し上げた助産師さんがまずは関わってくださる。そして、足りないところを産後ケアアウトソーシングという形で御検討いただければと思います。町雇用の方ではなかなか難しいところだと思いますので、予算も行橋市でいうと9月から始めて17件の申し込みがあったということなので、トータルの予算はそこまでかからない。事業をやるかやらないかにかかっていると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

教育行政ということで通告させていただきました。まず、指定校変更についての協議の基準を



問う、というところで、これは教育長に伺いたいと思いますが、ちょっと前提をお話させていただきたいと思います。

指定校変更があります。つまり、児童が町内在住で居住校区は、例えば私ども西角田けれども、椎田小学校の学校に通学を希望する場合は、教育委員会の協議を経て、その希望が認められるものでございます。その指定校変更について、下城井校区の自治会長様からの御指摘をいただいております。

今年4月、下城井小学校に入学予定の児童が5名校区内にいたけれども、うち3名が築城小学校に入学を希望しているとのことをお聞きしました。自治会長様は、指定校変更は築上町指定校取り扱い規則に定められているけれども、このような指定校変更の許可は、その基準にかなっているのかと疑問を持たれています。さらに、町長は小規模校の存在意義について、地域に学校があればそこに住む住民がおり、人口増につながると常々おっしゃっておられます。

築上町コミュニティ・スクール推進事業補助金交付要綱にも、目的に学校運営協議会を通じて、学校、家庭、地域と社会が一体となって、よりよい教育環境の実現に向けた地域とともにある学校づくりに取り組むとあります。昨日も鞆野議員がこのことを強調されておられました。しかし、現実には地域に学校があるのに、地域の学校は選ばれず町の中心部の学校を選んでいるのではないかと。教育委員会はどのような協議を経て指定変更を認めているのかとお尋ねをいただきました。

そこで、教育長にお伺いしたいと思います。教育委員会は、築上町指定校変更規則第4条の申請書の審議を行うにあたり、第2条に定める別表の許可基準に基づき、どのように実情調査を行い、指定校変更の許可をしているのでしょうか。第2条の別表1から9に該当しない、その他教育委員会が認めた場合というのはどのような基準、どのような場合があるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。今、宗議員のお尋ねの指定校変更についてでございます。

この指定校変更については、築上町指定学校取り扱い規則に基づき申請のあったものを教育委員会の会議で協議を行い、承認されたものについて許可をしておるところでございます。具体的には、心身の障害により指定校に通学することが困難な場合（発言する者あり）ですから、今言うところのその他というところは、個々に保護者の申し出によりまして事情を伺いながら判断をしているところです。その際には、学校の校長の腹心等をいただき、教育委員会で協議できるような調査を行いまして、教育委員会にかけているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） （ ）申し訳ありません。時間の都合もございまして、失礼いたしました。

その他というのはしっかり協議をしているということですが、中身についてはなかなかこの場でおっしゃるのは取れも難しいことだと思います。しかしながら、せっかく地域で子どもを育てていこうと思っているのに、ほかの学校に行かれてしまう。築城小学校に行かれてしまうという自治会長様のお気持ちもどうか御考慮をいただきたいと思います。

このまま次の質問に移らせていただきたいと思います。

指定校変更等で、昨日も信田議員からも質問が出ておりましたが、小原小学校の人数が少なくなってまいりました。最近、総合教育会議で教育行政に関する意見交換を行ってくださっています。せっかく――静かにしてください。せっかく意見交換を行っているから、やはりこの場で皆さん方にその内容をお話いただきたいと思うんですけれども、教育長お願いしてよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。宗議員のお尋ねの総合教育会議について、報告をさせていただきたいと思っております。

令和2年度は、3回の会議を開催いたしました。6月30日に開催いたしました第1回会議では、令和2年度の築上町教育行政方針のもと、コロナ禍における学校教育、社会教育の取組みについて協議するとともに、今後の少子化等を踏まえ、これからの築上町の教育について意見交換を行っていかうということを確認いたしました。

11月26日に開催いたしました第2回会議では、これまで教育委員会で議論してきたことをまとめた新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方について（案）を教育委員会から提案し、社会情勢や社会経済の変化、新しい時代に対応した教育の必要性等の観点から協議を行いました。義務教育9年間の継続した学びを行うために、小中一貫校や義務教育学校の設置や小規模特認校の設置など、今後築上町の学校の在り方を検討する必要があるということを確認したところです。

そして、2月12日に開催いたしました会議では、第2回の協議内容に引き続き、今後の学校の在り方を協議してまいりました。児童生徒の減少や、校舎の老朽化等を考慮した上で、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校と社会が共有し、連携、協働しながら新しい時代に求められる力を子どもたちに育むことができる学校を創造していかなければならないということを確認したところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 方向性の確認ができたということで、ただ子どもたちはどんど

ん成長してしまいますし、待ってはくれません。今後、どのくらいの期間協議を続けて、そしてどのような過程を経て未来の学校づくりを実際に実現していくのか、お尻はどこなのかというか、いつまでに実行したいと考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。宗議員のお尋ねの件でございます。

新しい時代に向けた築上町小中学校の在り方（案）というのを提案し、総合教育会議にて協議を今しているところです。ですから、今後もこの教育の中身については教育委員会で継続的に協議をしていくこととしております。御指摘の今後の、どういうタイムスケジュールでというところがお尋ねの件ではないかなと思っておりますが、昨日の信田議員の質問に対して町長が答弁いたしましたけれども、児童生徒数の確定が令和3年5月1日が児童生徒の確定日となっております。

ですから、それを一つの起点といたしまして、具体的な検討等が始められるのではないかとというふうに私どもは認識しているところです。それに際しましても、教育委員会はもとより町民の意向とか、専門的な御意見等いただけるような検討機関というものも設置も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 検討はすごく大事ですし、議論は本当に大事だと、たくさんの議論をしてほしいとは思っておりますが、スピードも大事です。子どもの成長は待ってくれません。お金も期間も有限でございます。その点もしっかり皆様方と御協議の上、未来の学校づくりの実現に向けて走り出していきたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

続いて、3番目の質問ですね。学校の制服のネーム刺しゅうについて、住民からのお声をつながせていただきます。

まず、中学校の制服は通学時に着用するものでございますが、そのため制服にネーム刺しゅうがあると通学途中に生徒の苗字が見知らぬ方に知られてしまうという不安がございます。さらに、制服リサイクルのときには刺しゅうをほどかねばならず、御家庭にもかなりの動力を要します。体操服のネーム刺しゅうも同様でございます。体操服着用の際は先生方に氏名が把握できないという難点もございますが、代わりの手段はたくさんあると考えます。

そこで、まず制服及び体操服の刺しゅうネーム入れが本当に必要なかどうか、保護者や学校、教育委員会で御議論いただきたいと思っておりますが、この答弁も教育長にお願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 今、宗議員からの御質問の件でございます。

この制服、体操服のネーム刺しゅうについては、やはり防犯上の問題もあると考えております。今後、学校そして保護者等と十分に協議をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） よろしくお願ひいたします。通告しておらず恐縮なんですけれども、質問ではございません。先日の、人権早期解決の委員会で提案した件をあわせて御検討いただきたいと願ひだけさせていただきます。性的少数者に配慮した制服の改善についてでございます。最近、福岡市が性的少数者へ配慮したズボン、スカートを選べる制服改正を行っております。本町でも制服改正について各関係機関での御議論を開始することを求めて、次の質問に移りたいと思ひます。

全国学力・学習状況調査の目的及び実施の在り方を問う、という質問をさせていただきました。全国学力・学習状況調査のため、京築教育事務所主導の虎の巻、及び虎の巻2を活用しているとお聞きしておりますが、その2つにはどのような効果があるのか、御答弁をお願ひいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

まず、この全国学力・学習状況調査というのが、毎年4月に行われていますが、本年度はコロナ禍のために若干時期が遅れております。京築地区の実態調査の結果から、京築地区の児童生徒の実態から活用力、いわゆる応用力になりますが、応用力に課題がある。そのために京築地区教育事務所が全国学力・学習状況調査の問題の中から、活用力に関する内容の問題を虎の巻2として作成したものでございます。これを各学校、それから各学年の年間指導計画に組み入れて実施してくださいということでございます。これまでは、各学校がそれぞれに学習状況調査の問題から印刷したりするというような手間が省けて簡単に組み入れるという、効率的に指導に活用できるという利点があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） では、京築地区教育事務所がつくったということで、県教育委員会の指導でもなく、とりあえず京築地区教育事務所は管内の小中学校に虎の巻の活用を進めているということで、よろしいですね。令和2年度に関しては、ちょっと遅れたということ伺いましたが、令和3年度は文科省ホームページに6月1日から6月30日とあるんですけれども、本町でもその間に実施する予定なのでしょうか。御答弁をお願ひいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 本町でも実施予定としております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。期間内に実施予定ということでございますね。虎の巻を活用することでコロナ禍もあり、学校の先生方が学校のカリキュラムを遂行するのに大変必死になっておられる。その中で、虎の巻を活用するのにもかなりの時間を要していると伺っております。

中学校で約10時間、小学校でもそれに近い時間をとられているということで、報道でも、また生のお声もお聞きしているわけでございますけれども、不満のお声は出てないのかなと思うのと、学力プランに導入されるというのは、学習プランですか、年間の、に導入されるというのは、そのような不満のお金が出ないように織り込んだ学習プランを立てるといことなんでしょうけれども、先生方は納得してこの虎の巻を活用されているのかどうか、その点について御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。ただいま宗議員のお尋ねの件でございます。

この虎の巻の活用についてでございますけれども、実はこの虎の巻の1と2と2つ出ているんですが、虎の巻の1についてはもう既に年間指導計画の中に位置づけられているところでございます。今度新しく虎の巻2というのが出ましたので、新たに学校の中で、学校の実態に応じて実施してくださいというふうにお話をしているところですが、やはり学校の実態、それこそ実態で授業が進んでいる学校、若干遅れている学校等もあるわけでございますので、学校長には十分に先生方に説明をして、本当に子どもに学力をつけるという、本来の目的を達成するわけですので、そのためにも先生方の負担、先生に固定的に負担がかからないようにとか、そういう部分をしっかりと配慮しながら実施するようにお願いしているところです。

また、私もそういう、どのように出ているかということを経理会で確認をいたしました。そうしましたら、やっぱり学年の実態に合わせて算数や数学の時間を使ったり、朝の帯タイムを使ったりして取り組んでいます。それから、プリントの印刷や採点などは担任以外の先生、校長、教頭、主幹教諭等が行うような工夫もしていますということで、学校はそれなりに工夫をしながら取り組んでおります。ただ、やはり先生方の働き改革に反するような取組みにならないように、今後指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。実施ありき、学習ありきということで、私も先生方の御不満の声、もう一度確認をさせていただきました。先生方との協議の中で、校長会も含めまして全国学力・学習状況調査に関する目的の共有ができてきているのかなということ、やはり先日教育長とお話した後、いろいろ考えて勉強させていただきました。

文科省の令和3年度、全国学力・学習状況調査に関する実施要綱の目的を確認しました。それが義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる、さらにそのような取組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すると明記されています。

こちらを読むと全国学力状況調査に対して、事前学習を行っては調査にならないのではないかなという考えに行きつきました。いろいろ調べてみますと、確かにほかの県でもたくさんの方が事前学習をしている事実、学力調査に対して事前学習を実施している事実も見られましたし、教育委員会のホームページにそれこそ虎の巻のような問題集が見受けられています。私の一番の疑問は、なぜ調査なのに事前学習とその解説が必要なのかという点を疑問に思うんですけども、教育長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。今、宗議員のお尋ねの件でございます。

この虎の巻の活用は、事前学習という捉えではしておりません。そのように見えるかもしれませんが、これはあくまでこういう問題が出ているということを見えただけで、そして子どもたち、これから新しい時代に必要な子どもたちの力、これを解くことが新しい子どもたちに求められている力というところがありますので、あらかじめそういうものを示しておきながら、普通の授業、日常の授業の中で改めて時間をとるのではなくて、授業の始まりとかまとめの時期とか、そういうときに効果的に使っていただきたいというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、子どもたちに力をつけていく取組みの一つとして十分に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御答弁をありがとうございます。確かに、目的はそのようなこともあろうかと思えます。

ただ、やはりその思いは先生方に、私に声をくださる先生方に通じていないという現実がござ

います。ですので、やはりそもそも調査に対しての学習であるならば、調査は調査として先生方と目的をしっかりと共有した上で、もう一度目的を共有した上で協議をお願いしたいと思います。私もホームページでたくさん見ましたけれども、やはり事前学習に対しての批判というものがたくさんございます。ですから、教育長の思う虎の巻と、事前学習ではない虎の巻と調査は別物と考えるのであれば、その目的をしっかりと先生方と共有して、今後の教育行政に取り組んでいただきたいと思います。ということで、御意見があれば、いいですか。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 本当にこの学力・学習状況調査も一つのテストであります。ですから、そのところは十分に実施の目的、そしてその実態をどう今度向上させていくのかという本来の目的をしっかりと、校長はじめ教職員と共有しながら、この学力・学習状況調査も効果的に活用してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） ありがとうございます。学力調査の特典ありきの教育行政でなければ、私はすばらしい取組みだと思いますが、特典ありきとの認識を持っていらっしゃる先生方がいらっしゃる、そこをしっかりと御認識の上、今言った力強いお言葉を実現していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、4番目の質問になります。

こちらが女性活躍推進……。

○議長（**武道 修司君**） 3番目。

○議員（**7番 宗 晶子君**） そうか、ありがとうございます。女性活躍推進についてということで、質問を上げさせていただきました。

第3次特定事業主行動計画の策定方針及び策定状況を問う、ということで質問を上げております。

一昨日、3月8日は国際女性デーでございます。本町のフェイスブックでも国際女性デーのことを取り上げてくださり、アンコンシャス・バイアスのことを書いてくださいました。とてもうれしく思いました。国際女性デーは、すばらしい役割を担ってきた女性たちによってもたらされた勇気と決断をたたえる日です。イタリアのミモザの日は有名で、女性の日とされ。女性に感謝を込めて母親や妻、友人、会社の同僚などに、愛や幸福の象徴でもあるミモザを贈られております。私の胸のミモザは自分で買いました。百貨店で買って自分で作りました。皆さん、気がついてくださってありがとうございます。

残念ながら、ミモザが残念なんじゃないですよ。次の質問です。日本の社会の中では、残念な

がら過去にも、そして最近も女性蔑視発言が繰り返されています。森喜朗氏の「女性がたくさん入っている会議は時間がかかる」という発言、本当そのとおりですね、女性がたくさんではございませんが、会議を長引かせるのは私、そうでございます。町長、副町長も、皆さんもうんざりする方はとても多いと思っております。自覚しております。

しかしながら、森発言のおかげでツイッターなどで、ハッシュタグわきまえない女の声が拡散し、大きなムーブメントが起こっています。小さな悩みを違和感に対してわきまえずに声を上げて、誰もが自分らしく生きるため、特に女性の皆さんにわきまえない思いを語ってほしいと思います。

本町では、女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法に基づき、第2次築上町特定事業主行動計画が策定されています。今年度が5年目の最終年です。次年度に向け、第3次計画を策定中であると思います。第2次計画ではほぼワークライフバランスの視点が主な施策となっています。女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表では、令和2年4月1日現在、採用試験受験者や管理職の男女比率は202030の目標を達成しています。

202030といっても簡単に分からないと思うので少しだけ説明しますと、202030とは平成15年6月内閣府男女共同参画推進本部が決定した社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする目標を分かりやすく言い表したものです。国のほうでは全然進んでいないのに、築上町は教育長が女性になったこと、そして女性議員が2名になったこと、そしてこの場に女性の課長さんが増えたことということで、ほぼほぼ30%の目標を達成しており、高く高く評価したいと思っております。ほかの自治体からもすごいねと言われております。

そこで、担当課長に聞きたいと思えます。第3次計画はどのような方針で策定するのでしょうか。策定進捗状況についても御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

第3次築上町特定事業主行動計画につきましては、第2次の策定内容のほうを踏襲するような形で考えております。それはなぜかといいますと、今、宗議員がおっしゃられたように達成している項目もございますけども、7項目のうちまだ4項目しか達成できていない関係がございます。3項目の分については踏襲しながら考えていくようにしております。達成した項目につきましても数字を今後上乘せといいますか、そういうような形で考えている次第でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 達成している項目、達成していない項目、しっかりと把握されて、



確かに男性の育児休業取得率というのが達成していなくて、なかなか難しいところですが、育児休業全部を使わなくても、せめて半分だけでも使うとか、柔軟な対応で達成に向けて頑張っていたきたいと思います。

私のほうからは、ほかの自治体の方向性について確認させていただいたので、お話をさせていただきたいと思います。キャリア形成を行える、職場環境づくりを進めるということです。男女ともにその個性と能力を発揮することができる活力のある組織の実現とあります。その点についても頑張っていたきたいと思います。特に、この議場で実際に女性の人数は増えているんですけども、残念ながら女性課長さんたち、管理職の皆さんの御答弁くださる機会が非常に少ないわけでございます。

つまり、この議会での重要な役割を担うことができていないという現状がございます。そこがすごく残念だなと思っております。第2次計画の3ページですね、こちら特定事業主行動計画なんですけれども、計画策定の趣旨という欄がございます。ここ、町長に聞きたいところですのでお願いしますね。この趣旨の3ページに組織のトップ自らが組織経営戦略は重要であるという問題意識を持ち、組織全体で女性の活躍を推進していくための環境づくり、制度及び相談体制の充実を図ると記載されています。組織のトップ、首長、組織のトップ自らがでございます。町長は、組織のトップとして第3次計画の策定に向け、現状にどのような問題意識を持ち、今後の計画に向き合うのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 女性の活躍というか、これはもう当然してもらわなければ世の中は回りません。それぞれ男女という形の中で特性もありますが、どちらでもできる仕事もございます。男でなきゃちょっと難しいという仕事もございます。実際にですね。現場に行って、泥まみれになる。これはもう男のほうやっぱり適しているというふうに考えておるところでございますけど、しかしそういう部署でも女性の応募があります。今度も1人採用しました。建設課の土木職員で女性ということで応募がありましたので、採用を4月1日から一応するように内定をいたしておりますが、そういう形の中で希望するという一つの考え方が私は大事だろうと思っております。それぞれの個々の職員がですね。

そういう形の中で相談体制というか、それはちゃんとした総務課のほうが多分相談人になると。そして、いよいよ最終的には私その相談に乗っていくという形になろうかと思っておりますので、そういうことで無理やりにしないで、自然的な形で女性が活躍できるような組織づくりを私はやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 力強い御答弁をありがとうございます。向き不向きは当然ございます。しかし、それ以上に意欲を大事にされると、ありがたいお言葉をいただきました。相談体制の確立も総務課が受けているようですが、それで物足りなかったら首長自らが相談を受け付けるよと、意欲を買うよということでございますので、これ多分皆さん見てくださると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に1点だけ、今日、私、新聞見出ししか見てないんですけども、防災計画に女性の視点が不足という、ちょっと残念な記事が出ておりますので、この点についても皆さん一緒に考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問ですね。なんかうまいこと時間配分できました。新型コロナウイルスの感染症関連について住民の立場に立った情報発信を求めるが、ということで質問をいたしました。住民の立場に立った情報発信というのは、昨日、北代議員も御質問されました。北代議員の必要な人に必要な情報発信をとおっしゃいましたね。とても大事だと思います。そのお言葉に大変共感いたします。

町は、コロナ禍でお困りの方に必要な情報発信を行う機関、つまり支援の必要な方を必要な期間につなぐための窓口を設けないのか。もう一回言いますよ。必要な情報発信を行う機関を設けてほしいということ、北代議員おっしゃったと思うんです。つまり、支援の必要な方を適切な機関につなぐための窓口を設けないのかという点です。

町長は御答弁で、昨日相談事項は総務課が集約して必要な機関を紹介すると述べられたと思います。では、総務課にコロナ禍で経済的に困りの住民及び事業者の相談窓口というものを設けるという解釈でよろしいのでしょうか。担当課長、もしくは町長、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応総務課の担当と、中では地域安全係がその職に今はなっておるといことで、あと詳しい内容は必要であれば総務課長のほうから答弁させます。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

昨日、北代議員さんの御質問に対して、町長のほうが、総務課のほうが窓口ということで答弁を、町長のほうがいたしましたので、昨日の一般会議の本会議後に地域安全係のほうの係長、担当課長補佐に町長の答弁がこういうふうにあったということで、総務課のほうで準備をするように一応係員には申しました。

ただ、総務課で全部対応ができるのかということになれば、一つ一つ例えば持続化給付金等の関係等にあれば、産業課等になりますので、その課と、いろんな課と連携しながら、今後対応していかなければいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 早急な対応に大変驚いております。ありがとうございます。昨日は、やっぱり御答弁いただいた後、一般住民の方がいきなり総務課を訪ねるのか、訪ねることができるのかということが、私たち議員の中でも話題になりました。ですので、やはり開かれた窓口というものを設けてくださるという解釈でよろしいですね。どうぞ、相談してくださいと。住民の方で。

もちろん、町が問題を解決することは無理だと思います。必要な機関につなぐというのが町の役割で、住民にとってこの庁舎、この町役場は一番身近で頼りやすい場所でなければなりません。この庁舎のコンセプトどおり、開かれた相談窓口をしっかりと看板を上げていただいて、住民の方からとにかく困ったことは受け入れ必要機関につなぐ、もちろん全部解決できるわけではないと思いますが、まずは寄り添う姿勢を持っていただきたいと思います。御答弁ありがとうございます。

では、交付金の使途についてですね。昨日も北代議員、ほかの議員の皆さんもお聞きになっていたんですけれども、少しだけ繰り返させていただくと、私が質問したかったのはコロナ交付金事業をコロナ対策の交付金の支援金を国からたくさんいただいております。一覧を見ると、未執行額も多いということは周知不足や制度設計の甘さもあるかと思います。けども、初めてのことなので仕方がないと思います。

過去の振り返りを行って、議会での、ここでの意見、委員会での意見、そして町民の意見を伺って、そして弱者の方ですね、特に女性の自殺者が増えていることや、ひとり親家庭の困窮とか、また公共機関での感染防止対策とかを、しっかり考慮して今後の交付金の使途について検討してほしいんですけれども、担当課のほうでは今後の交付金の使途、どのような点を考慮して執行しようと考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 担当課はそれぞれございますので、交付金の額は大体1億7,000万ほど、令和3年度ございます。これについては、それぞれやっぱ各課から対策本部のほうに一応案を上げてもらうと。その中で協議をしながら、重要事項は一番どれかというふうなことで、それによって一応配分も1つだけではございませんし、それぞれの関係課から出てきたものを審議しながら、どれかというのを決定していくと、こういうふうな形で使ってもらいたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 町長その答弁、この間の交付金の議決の臨時議会でも同じようにおっしゃっていたんですよ。全く同じでは意味がないと思うんです。前回聞けなかったので、せっかくあと8分残っているからお聞きしますけど、前回の議会のときに、前回の交付金は妊婦さん、そして子ども、そして高齢者に重点的にお金を配分、配分というか、給付いたしましたよね。なぜ、その妊婦さん、子どもさん、高齢者を選んだんですかって町長に伺いましたら、町長は今の答弁だったんです。会議をしたというだけで。

だけど社会状況いろいろある中で、町長から各課に挙げてもらうものいいですよ。各課から、本当に住民の方と直接接されているので、各課の方がお話を聞いてこういう施策がいいんじゃないか。あと、ほかの市町村がやっていることでいいところをピックアップして考えるのもいいんじゃないかと思うんですけれども、その前に次の交付金はこういう方向性でいきたいとかいう、町長のお考えはないのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私は全般的に助けになるもの、それから予防になるもの、この2点から判断をしていくということで、あとそういう中で各課から案が出てくればそれを採択していくと、これが私の仕事だと思っておりますので、私からこうせいということはございません。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 町長、私その言葉を聞きたかったんですよ。助けになるもの、予防になるもの、それを方針に各課が考えた。それを集約したということで、交付金の使途を考えているということですね。長年の疑問というか、ここ半年ぐらいですけど、その疑問が解けました。あと7分ありますが、すっきりした気分で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩といたします。再開は午前11時5分からといたします。お疲れさまでした。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

会議の前ですが、皆様方にお願ひがあります。マイクの関係です。目の前のマイクのランプが緑についてから発言をするようにしてください。そうしないと音が撮れない場合がありますんで、

よろしく願いをいたします。

次に7番目に、13番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 13番、池亀豊です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険税についてということで、高い国民健康保険税について質問をいたします。

私は確定申告、令和2年度の確定申告をするために、窓口で国民健康保険税の納付証明書を発行していただきました。私は65歳以上を過ぎているため、国保の介護分が介護保険料になっています。私の令和2年度の納めた国保税、介護保険料を合わせると、54万6,496円です。私は1人ですので、均等割は1人分です。それで、この54万6,496円です。改めて高いなと感じますが、町長も高いと思いますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 金額にすれば高いかなと思います。そりゃ、実際ですね。しかし、これが1回で払うんじゃなくて、年金から引かれておるんじゃないかなと思いますし、そしたら年金のもらう額が少ないという形になろうと思いますけど、どうしても、やっぱり、日本は国民皆保険というようなことで、この保険で賄うのが、私も常日頃から言っておりますけれども、いわゆるそれぞれの目的税だということで、それぞれが独立運営できるような形でやらざるを得ないというふうな、この原点に立っておるんで、これは高いでも致し方ない。それが高くないように、国がもうちょっと手だてをしてもらうような方向になればいいがなと、いつも、常に、そういうふうに言っているんですけど、なかなか、そうはなっていないというのが、現実でございます。以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私も、国が責任を持つべきだという町長の意見には賛成しております。

2021年度から2023年度の3年間における第2期国保運営方針の策定が全都道府県で行われております。政府からは、法定外繰入れの解消、保険料水準の統一について、目標年次を定めて明記することが強調され、今回頂きました令和2年度築上町国保運営協議会の説明資料にも、県国保運営方針について、保険料水準の統一について、1、制度改革定着期間、令和5年まで、均一化に向けた一定の方向性を示す。2、県内均一化移行期間、令和6年以降、均一化に向けた取組みを進めるという文書が掲載されています。

これは、政府が強調している保険料水準の統一の分です。掲載されていない法定外繰入れの解消については、県国保運営方針はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課の種子でございます。

法定外繰入れの件につきましてですが、まだ、正直、未確定なところが多くございます。当然、各自治体によって、法定外繰入れの金額ですが、金額も違いますし、それを県下統一した場合、様々な影響が出てくるというのが現状の判断でございます。そこら辺は引き続き協議を進めていくような形を取るというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） この法定外繰入れの解消ですけど、これは国が強力に推し進めていまして、前年度、前々年度、国保の統一化、県が保険者となったときから、もう進められています。それで、今回、私、まだ、この県の国保運営方針、その分を分かりませんので、今、お聞きしたんですが、私の推測にするとところによりますと、県の方針は、国の方針に従って、解消の方向で明記されているんじゃないかと思えます。また、そのことはお聞きしたいと思えます。

今、今国会に出されている、提出されています医療制度改定一括法案というのが提出されています。これに保険料平準化市区町村の公費繰入れの解消に向けた取組みを都道府県の運営方針に明記させることが盛り込まれています。今、ずっと、政府が強調していると言っていますが、まだ、法律としては、本国会に提出され、まだ、成立しているわけではございません。その中で、この法律では、法定外繰入れ等の解消に向け、具体的な措置を運営方針に定めるよう求めるということが政府の閣議決定で決められようとしたんですが、これが、昨年12月2日の社会保障審議会医療保険部会で、全国市長会、全国町村会が、この方針に対して、法制上の措置の議論等は国保等の保険者の苦境、この国保等の保険者とは、ここで言いますと、県と築上町です。ここはちょっと町長にお聞きしますので、県と築上町が保険者です。国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感、これ築上町の町民のことですね、国保に加入している、に配慮したものでなく、地方分権の趣旨に反する。国が一方的に議論等を押しつけることは受入れられないと意見書を提出し抗議したため、この法定外繰入れの解消に向けた具体的な措置を運営方針に定めることが努力義務規定になりました。

町長にお聞きします。この全国市長会、全国町村会の意見書の中の「国保等の保険者の苦境」と「被保険者の負担感に配慮したものでない」という意見について、先ほども国が責任持つべきだとおっしゃいましたので、この意見に賛成だと思いますが、賛同されますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町村会ということで、我々の上部団体でございますし、これは、当然、被保険者のために思って、それぞれ国に対応してもらっているという要望をやっておると思いま

すが、なかなかそれが実現されてないのが現実だと思います。私も、いわゆる国保が、県が保険者になって、形態いろいろあるんですね。介護保険であっても、一応、広域的にやっております。個人でやっとな、それぞれの単体で、単体か、自治体で行っている介護保険もございしますが、築上町は広域連合に加入しておりますし、ここでも保険料が、A、B、Cというランク化、本来なら一本化されてやるべきだろうと私は思っておりますけれども、やっぱり、我々築上町はBランクと。そしたら、Aランクのところは非常に高いと、Cランクは安いと、これが段階的な形になってくるんじゃないかなと思っておりますし、国保は、それと後期高齢者の保険ですか、これについては、もうほとんど画一的に県下で、それぞれ市町村下、格差ございません。だから、本町は、徴収事務だけ今行っておるという状況でございまして、そして、国保は、また、2つの保険とは違う形態と。給付も町、それから徴収も町と、今までとほとんど変わらない状況でございまして、本来なら県が全て私はやってもらうべき、保険者が県になればですね、県がやるべき問題だろうと思う。そして、段階的に介護保険みたいに、A、B、C、最終的には県下統一した形になると、そうすれば、今、出ているのが非常に県の標準税率高うございます。本町よりも高い標準税率が出ておるのでございますので、それについては、私どもも、ちょっと困るなという話を県に持っていかないと、もうちょっと安うできんかという、そういうことでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、質問したのは、法定外繰入れを一律にやめるようにせよというのが、保険者の苦境と被保険者の負担感を配慮したものでないとおっしゃっている市長会、町村会が、それに賛同するという答弁だったと理解します。よろしいですか。はい。

それから、次に、新型コロナウイルスの感染症の影響により、国保被保険者の所得は、離職者の増や中小企業者営業悪化から、ほかの公的医療保険制度の被保険者に比べ、所得が大きく減少する可能性があります。子どもの出生率が全国的に飛び抜けて高いことで知られている岡山県奈義町の国保運営協議会は、2021年度の国保税を平均世帯で、年額2万1,700円の引下げ案を承認いたしました。コロナ禍で生活が大変な今こそ、町民の生活を守るための住民目線の努力が町に求められていると思いますが、また今と同じような答弁もういいですので、ちょっと、少しでも考え、住民目線の努力が町に求められると私は思うんですが、お気持ちをお伺いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国民健康保険法という法律の範疇で、今、応能応益割ということで、これは幅があつて、基本的には、ずっと築上町は、ずっと同じ一応率を適用してきておりますけれども、これはこれで、今の私は率で、均等割とか、そういうのは、現状のままでいいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 住民目線は賛成ですね。いや、それは別に率を変えなくても、住民目線でやっていくということを、町長としてお気持ちは同じですよ。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 住民目線かどうかは分かりませんが、法に基づいてやっていくという形になりますので、住民目線であれば、安いほうがいいという形になるけど、先ほどから、ずっと申し上げているとおり、目的税ということで、やはり、それぞれの加入者負担も応分の負担をしていただくというのが、現状の、だから、最終的にはやっぱり福祉という観点から行けば、国のほうはもうちょっと、力を、ウェイトを置いて、一応、給付金あたり、調整交付金あたりを増やしてもらおうと、そういう措置ができればいいかなと思っておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、交付税措置のお話がありましたけど、全国知事会は1兆円の負担を国に求めています。それでも、この間、全国知事会、市長会、町村会などの働きかけによって、3,400億円の国の予算がつきました。それで今から言いますが、国はこの間、国保料、税の大幅値上げの圧力を市区町村にかけてきました。都道府県化が始まった2018年度には、値上げした自治体は2017年度の270から559に激増、19年度、442の自治体、20年度422の自治体が値上げをしています。福岡県でも、平成28年から令和2年の5年間に全60自治体中45自治体が値上げを行い、県発表の国保料、税の資料では、長年にわたって、福岡県で9番目に高かった築上町の国保税は、令和2年度、昨年ですね、16位にまで下がりました。高いほうから。大きく下がったんです。それから、その上、ずっと県内で1番高かった所得割は、直方市、小竹町が値上げをしたため、高いほうから3番目になりました。京築で1番高かった国保税も、この間、行橋が2度値上げ、苅田が3度値上げをしたため、その差が大きく縮まり、所得と世帯数によっては、逆転する状況になってきました。もう京築で1番高いとは言えない状況に今あります。今から11年かぐらい前、私どもが京築で1番高い国保税を下げたいという請願署名を町に、議会に請願いたしました。そのときに、当時の税務課長が議会で、築上町の国保税が京築で1番高いというのは間違いですという答弁をされました。今、その税務課長の答弁のとおり状況になってきています。このことは、私、評価をしております。しかし、一歩進んで、よそが上げたから下がったという理由じゃなく、今、2年続いて、国保は黒字決算です。令和2年度も決算で黒字になるようなことがもしあったとしたら、先ほどの、たくさん下げると、また赤字に陥るおそれがありますので、少しでもいいので、一度、引き下げってみるということは考えられませんか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。



○町長（新川 久三君） 合併以来、赤字の国保を、合併を機に、一応、税率変更して、ずっと16年間現状のまま、ずっと合併時のまま、一応、維持をしてきておると。当初は高い高いと言われていましたが、最近では、給付が若干少なくなった。というのも、皆さん、風邪を引かなくなった。これが非常に大きな要因もあるんじゃないかなと思っております。マスクのせいですね。そういうことで、給付が下がってきておると、去年からですね。そういうことで、大幅に余剰金が出るようであれば、それは税率を下げてもいいんですけど、今のところ、2,000万、3,000万とか、という、これを皆さんに分配したら、そんなに下げられるような状況じゃないし、将来のために、赤字、繰上充用しなきゃならんような状況も出てき、ずっと、してきたわけですね、今まで、繰上充用を、赤字で。合併したときも赤字だった、新しい税率でも赤字。それを我慢してきて、ようやく黒字になってきて、黒字といっても、とんとんなんですね、今ね。基本的には。だから、大幅に黒字になれば、それは当然税率を下げることもやぶさかではないということで、あとは、国保運営審議会に諮りながら、一応、国保の運営をやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私は、わずかでも、下げるアクション、これが国に対するアクションにつながっていくということも言いたいと思います。やっぱり、先ほどの住民目線、町長は、築上町の長ですから、町民の幸せのために奮闘するということが、私は求めたいと思います。ぜひ、一度引き下げてみるということも考えていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

子どもの均等割保険税について質問します。

国は子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組みとして、国保制度において――課長に質問します。国保制度において、子どもの均等割保険料を軽減するとして、令和4年度より未就学児に係る均等割保険料についてその5割を公費により軽減することにしました。令和2年5月29日閣議決定の少子化社会対策大綱では、子育てに関する経済的支援として、子どもの数に応じた国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援などを着実に実施するとしています。これは、全国知事会などの地方の意見が反映されたものだと思いますが、この地方公共団体への支援を着実に実施するとは、具体的にどういうものと考えておられますか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいまの議員さんからの御意見、御質問にありました子どもに対する国の補助という点についてですが、正直、まだ、明確な情報のほうは、私どものほうに下りてきておりません。その中で、こういうことをする、町としてするという御発言は、ちょっとできかねますので、また、国

から、そういった情報は、県・国から入り次第、また、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 国が閣議決定で、子育てに関する経済的支援として、子どもの数に応じた国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援などを着実に実施すると。これ、閣議決定なんですよ。ですから、そういう決定があるわけです。ですから、ぜひ、支援を、どういう支援になるのかということ、ぜひ、調べていただいて、町として何ができるかということをお考えいただきたいと思います。

吉富町は新型コロナウイルスに伴う経済支援策の一環として、18歳以下の被保険者に課税される令和2年度分国民健康保険税の均等割額を全額免除するために、18歳以下の被保険者に係る令和2年度分国民健康保険税の減免の特例に関する条例を制定いたしました。この条例の制定をした議会で、町は議員からの質問に答えて、18歳以下の方につきましては、一般的には収入がない。その方については、均等割という形で課税しており、世帯主が払うという仕組みになっており、このコロナ禍において、経済的な状況を支援しようと考えたと答えています。こういう動き、先ほどの全国知事会など、地方の働きかけとともに、国を動かしていく試みとして、私は、大いに評価できるものではないかと考えます。

これ、コロナ対策のために、令和2年度だけの減免の条例です。町長もこういう、先ほどの私が言った、一旦、1回下げるとか、こういうコロナのために18歳以下の方に令和2年度だけ減免するというような、こういう働きかけは国を動かしていく試みとして、評価できるものと考えますか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 基本的には、減免という独自にやれば、これは一般会計からつぎ込んでやらなきゃいかんと私は考えておまして、そこところが、国保会計自体でそういう話になれば、国から当然、減免した分の調整交付金なり、そういういろんな補填が私は来るのではなからうかなと思っておりますし、独自には、私は、独立採算という形の国保特別会計の中で、一般会計から持ち出すという、特別にここだけやるわけにはいかないという、常にこれは申しておっておりまして、国がその国保を何とかそういう形で軽減してやるような措置ができれば、ありがたいかなと思っております。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 先ほども言いましたように、国は支援するということをもうおっしゃっていますので、どういう支援になるのかということも研究していただいて、少しでも前

に進んでいったらいいんじゃないかと思っております。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症についてということで、対応、地方創生臨時交付金について質問いたします。

初めに、第3次補正予算の臨時交付金ですが、築上町は交付限度額が、先ほど1億7,000万とおっしゃいましたが、この地域経済対応分は、1億4,000万ぐらいになっていると思います。総務省は、今年度使い切れない場合は、2月10日がこの申請の締切り、実施計画の締切りだと思うんですが、この2月10日に間に合わない分は21年度の財源に繰り越せることを総務省が強調しています。2月10日締切りの実施計画分と21年度繰越分の割合はどのくらいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

築上町におきましては、臨時交付金の今回内示がありました約1億7,000万円につきましては、全額繰越し、繰越しというか、国のほうに繰越しをお願いしまして、令和3年度で受け入れる予定でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） その臨時交付金についてですが、この地域経済対応分についてですが、割と何にでも使えるというふうに聞いております。昨年夏、新型コロナウイルス感染症対策で、外出自粛をする人が増える中、室内での熱中症の危険が高まりました。昨年6月から9月13日、熱中症により救急搬送された人は、全国で6万2,847人、このうち約6割が65歳以上の高齢者です。全国の幾つかの自治体では、外出自粛による熱中症を予防するため、コロナの国の交付金を活用して、エアコン購入、設置費の助成事業を行いました。近隣市町村では、吉富町が広報よしとみ、2020年11月号で、「コロナ収束の目途は立っていませんが、引き続き町民の皆様が前を向いて暮らせるために行政運営を行ってまいります」として「冬の寒さ対策や夏の熱中症予防が必要とされる方がいる世帯で、経済的な理由により、現にエアコンの持ち合せがない世帯に対して、エアコン購入、設置または修理に要する費用を助成します」としています。

今年も暑い夏が来ます。この3次補正は、このようなコロナの外出自粛による熱中症対策に使えるのでしょうか。課長さん。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

議員が御指摘のとおり、高齢者のそういう事業に対しても活用できると思っておりますので、各課計

画を立ててもらって、どれを選択するかというところは、町長、副町長の含めた会議で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 次ですね、築上町の新型コロナウイルス感染症の現状についてということで、今回、12月末から、今のところ、今月21日まで、多くの飲食店などが休業しています。県の方針によって。町民の方で、飲食店などで働いている方は、この間の生活はどうしていらっしゃるのか、気になります。また、飲食店が休業している間のタクシーの運転手の収入は激減しているのではないかと。野村総研は、新型コロナウイルスの影響で、実質的な失業状態にあるパートやアルバイトの女性は90万人になるとの推計を発表しています。シフトが減った人のうち、シフト減の場合も、休業手当支給の対象であることを知っているとは回答した人は2割にとどまり、知らなかった人は、56.3%に上っています。また、休業支援金、給付金を知っているのに申請していない人は86.4%、8割以上もいます。自分が対象になるかも分からなかったと回答した人が66.5%いました。支援制度について6割の方が、国や自治体による積極的な広報、説明や申請方法が分かりやすくなる必要があると回答しています。これ、昨日の北代議員、先ほどの宗議員も質問していましたが、私も、国民の、当然町民も、この国や自治体による積極的な広報、先ほどの必要な方に必要な情報を届けるということが求められていると思います。答弁は、先ほどの北代議員、宗議員への答弁と同じだと思いますので、ぜひ、町として、こういう方々に寄り添っていくという対応をお願いしたいということを申し上げて、このことは、次に移ります。

あと、今のは、持続化給付金とか、そういうやつですが、緊急小口資金とそれから拡大した、6か月から9か月に延びたんですかね、あの2つの分が社会福祉協議会で申請する分ですけど、昨年の宗議員の質問に、築上町でも多くの方がこの緊急小口資金を申請されていると答えていました。今、現状はどうなっていますか。積極的な広報、説明がなされていますか。また、緊急小口資金について、2021年度または22年度の住民税が非課税の世帯には一括して返済を免除することが決まったと報道されていますが、これについて社会福祉協議会は、この非課税というのは分からないと思います。こういうことに対しての返済免除などの連携などはどうしていらっしゃるでしょうか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

社会福祉協議会との連携についてという形でございますが、当然、福祉課のほうとも連携を取っております。特に今、言われた減免の関係ですね、もし、それが非課税の証明が必要だという

ことであれば、当然、証明書を発行するのは、今の総合窓口のほうで発行できますので、その点を、当然、社会福祉協議会さんのほうが御相談来られた方に対して御説明して、役場のほうに取りに 부탁드립니다という形になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ぜひ、知らない方がいらっしゃると思うんです。そういう方に、広報といいますか、知っていただける。先ほどから言っている、お知らせするというのを、ぜひ、社会福祉協議会とも協力しながら、言っていること、分かりますか。はい。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、ワクチンの接種について質問します。

築上町のホームページを見ますと、2月12日の「新型コロナウイルスワクチン接種に向け準備を進めています」から、更新がありません。新聞報道では、直方市の担当者が、ワクチンがいつ来るのか、オーダーした量が全量来るかが不明で、スケジュールが立てられないと言っておられます。築上町も同じような、ワクチンがいつ来るのか不明で、スケジュールが立てられない状況でしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

議員のおっしゃったとおり、国からのスケジュールが未定でございます、当町といたしましても、スケジュールや計画立てに困難を極めている状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 2月6日の日に開かれた全国知事会緊急対策本部の緊急提言で、これは新聞報道ですが、「具体的情報について、積極的に国民に対し周知・広報を行うこと」、これ、緊急提言の内容です。「供給されるワクチンの種類や量、また、供給時期について、いち早く詳細にわたり自治体に示すこと」、「国が責任を持って現実的な計画を提示すること」を提言しています。

続いて、27日、20日ほどたってからですね、にも、全国知事会は会議を開き、国への緊急提言を取りまとめました。6日の提言から、ほとんど進展がなく、同じように、円滑なワクチン接種に向け、時期を明示した接種率の目標、接種の全体像を早期に明らかにし、正確な情報を提供するよう要求しています。

石川県の知事からは、「国から情報が来るたびに接種計画を見直さざるを得ない。日々振り回されており、事態が収束に向かうどころか、混乱を招いている」と発言されています。現実、

大きな混乱状態にあるということでしょうか。

これ、答えていただく予定でしたが、次の分も一緒に答えていただきたいと思います。

福岡県では、医療従事者を対象とした優先接種が5日から順次実施されるという記事の後で、担当者は、いつの時期に、これ県の担当者ですね。「いつの時期にどの程度のワクチンが届くかは、まだ分かっておらず、県内全体で、いつ終わられるかも未定」と話しています。

町長は接種時期について、この議会冒頭に、4月から5月初旬に1か月ずれたというようなお話をされていたと思いますが、私は、はっきり言って、今、混乱状態にあるのではないかと。町としては、当然、町民の皆さんに安心していただくために余計な混乱を招くような発言はできないと思いますが、ぜひ、町長のこれからのワクチン接種についてのお気持ちを伺いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 後からの質問のほうから先に答えますけど、医療機関は、県が担当しておいて、我々には、ほとんど情報が入ってきてないというのが現実でございますし、あと、一般の町民の接種、これは当初から4月が予定しておりましたけれども、ワクチンの発送が遅れておるということで、5月中旬からは打てるんじゃないかということ、非公式ながら情報が入ってきておるというのが現実。それに基づきまして、今まで、4月にする分がずれていくという形になりましょうし、これまた、その過程で、ワクチンがどれだけ入ってくるのかという形で、また、日程も変更せざるを得ない状況になるかと思うんで、ちょっと、日程は、まだ、公表できない段階でございます。始めるのが、4月、いわゆる老人関係施設の職員とそれから65歳以上の方ということで、始めるのが5月中旬以降になるんじゃないかということ。

それと、あと、混乱はしておりません。一応、ワクチン接種会場のシミュレーションしながら、一応、ちょっと、やるような予定もしておりますして、これが3月27日やったかな、18日か、ちょっと早めに、最初は27日に予定していましたが、18日の日に一応、シミュレーションやっていくというような状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ちょっと楽観的に過ぎると思いますが、町の長として、町民に混乱を与えないように、ぜひ、連携していただいて、町民の健康のために尽くしていただきたいということを申し上げて、次に、同じくコロナに関しまして、小中学校の密集についてお聞きします。

児童生徒の感染は、昨年6月から12月に、6,159人だったと文科省が発表。11月25日までは、3,303人で、約1か月で倍近く増えたとの報道があります。12月議会での

私の「密集しないため教室を分けること、1教室でも分けることができないか」という質問に、学校教育課長は、「それをすると限りなく分割ということも考えなくてはいけないようになりますので、なかなか現実的には難しい」という答弁がございました。

福岡県は、2月の緊急事態宣言を延ばすとき、3月7日までの緊急事態宣言の延長のときに、新聞で、「また引き続き、次の基本的な感染防止対策の徹底として、人の間隔は2メートル空けましょう、3密を避けましょう」と言っています。これ、新聞の福岡県の記事です。この記事は、これは福岡県が言っているだけで、言うのは勝手だけど、なかなか現実的には難しいということでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

ただいまの学校の密集についてでございます。今年度、1クラスの最大人数は38名となっております。それで、文科省が示しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、小まめな換気、手洗い、手指の消毒を徹底しております。また、教室内においては、机を可能な限り離して学習を行っており、給食時も机を向かい合わせにしない。また、大声での会話をしないなどの対策を行っております。

また、学校行事においても、例えば、ある小学校では、6年生を送る会では、半数を講堂に入れ、半数は教室でリモートによる参観という形も取っております。

質問の中のクラスの分割については、全ての分を分割するというのは、なかなか現実的には厳しいと考えております。授業の内容によっては、可能な限りかけることは可能かと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今の答弁、共感いたします。次に、私の言うことですが、厚生労働省の発表では、2020年の小中高生の自殺が1月から11月だけで、過去最多だった1986年の年間合計を上回った。女子児童生徒の自殺者は前年同期より48.8%増えた。今、子どもたちは大変厳しい状況に置かれています。密集するような教室で、先生は子どもたちを守っていけるでしょうか。

私の次の分ですが、現実には難しいけれども、何とか、できるだけのことをして、少しでも子どもたちを守っていききたいという答弁が欲しかったんです。今、課長の答弁、このような答弁だったので、ぜひ、子どもたちの声に寄り添って、なかなか現実的には難しいというだけの答弁じゃなくて、努力すると、子どもたちのために頑張りますという、私たちも協力したいと思えますので、そういう答弁をしていただきたいと思います。

次に、デジタル庁について質問します。

国と自治体のシステムの統一・標準化（行政デジタル化推進）について質問します。

今国会に提出され、昨日の衆議院本会議で審議入りしたデジタル関連法案は、菅首相が昨日答弁で、「国家による監視社会を目指すものではない」と述べられましたように、この法案は、国家による監視社会を目指すことが危惧される内容になっています。

本日は、この中の地方公共団体情報システム標準化法案について質問します。

自治体の基幹系情報システムの基準を国が策定し、自治体にそれに適合したシステムの利用、国が整備するクラウドの活用に努めることを求めるものです。

国は、同法案で、他府省庁への勧告権など、強力な権限を持つデジタル庁を内閣に設置し、地方共通のデジタル基盤の整備を行います。

また、個人情報の分野で、先進的な役割を果たしてきた自治体の個人情報保護制度を法律で統一化・標準化し、一元化します。

福岡県は、新型コロナウイルスの感染者約9,500人分の名前や年齢などの個人情報がインターネット上で1か月以上にわたり、県と無関係の男性1人が閲覧できる状態だったと発表しました。全日空と日本航空は不正アクセスを受け、顧客データが計192万件流出したと発表しました。ほかにも、2020年6月に厚生労働省が運用を始めたスマートフォン向け接触確認アプリ（COCOA）が770万件にも上って通知されない状態が4か月も続いていたこと、みずほ銀行のデジタル化、柱の一つが、紙の通知を発行せずネットで出入金を確認する「みずほe-口座」導入でのトラブル、上げれば、切りがありません。

政府が推し進めるデジタル化は、国・自治体のシステムを統一・標準化し、国家による個人情報の一括管理を強め、さきに上げたような個人情報の流出なども含め行政窓口での助言や相談など、人と人との対面によって、一人一人の実態に沿ったきめ細やかなサービスを行う自治体職員、公務員としての在り方を変質させるものになるのではありませんか。

町長は、このデジタル関連法案の要ともいえるマイナンバーカードの普及を、12月議会、広報などで、積極的に進めると発言されています。これは、昨日の少子化問題の答弁で述べられた、地方を守っていくというお気持ちに、先ほどの私が言いました、きめ細やかなサービスができなくなるというような自治体職員、公務員としての在り方を変質させるものになるのではないかと、この疑問があります。これは地方を守っていくことにお気持ちに反するものではないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） マイナンバーを登録したからといって、我々地方が自治法に基づいて仕事をやっていくのに支障はないと私どもは考えておりますし、そういう形になれば、国民健康保険の保険証あたりも全部今後はなるし、免許証もなるということで、これは法律に決まったことですので、ある程度、この法律を執行するという国の立場、我々も、これを法律の下で、法律の



下ですね、マイナンバー制度を推進するというのは、これ当たり前のことでございますので、ぜひ、町民の皆さんも協力していただきながら、そうしないと、あと、保険証、免許証、これが変わった場合は、もう全て、それらを保持してある方々は、義務づけられるんで、早めにお願ひしたいというのを現在広報しているところでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 政府は、この間、マイナンバーカードの普及のためにマイナポイント事業2,478億円、そのテレビCMなど広告費に53億円など、莫大な予算を使い普及を進めてきました。

マイナポイントの申込みは、4,000万人の政府の見込みに対して、835万件の申込み、広告費46億円を使った10月末時点でしかありません。マイナンバーカードの発注は、国は8,500万枚を発注していますが、発行枚数は、昨年12月時点で、3,289万枚にとどまっています。政府の調査では、回答者の53%が、今後も取得する予定はないと答えています。これ、国民が求めているものではないんです。それで、先ほど町長、法律で決まったことだとおっしゃいましたけど、今、国会で法律が審議されている分も、まだ決まってない分もあるんです。まだ、これから、国民の動きによって大きく動いていくと思います。私も1番国民が思っているのは、今の新聞報道にもあるように、国に対する信頼が置けないという国民の気持ちが、このマイナンバーで、国に自分の個人情報握られるということに危機感を感じているのではないかと私は思います。

この間、築上町でも、課長にお聞きします。この間、築上町でも普及が進んでいるということですけど、現在の普及は何枚で、普及率は何%でしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 武道住民生活課長。

○住民生活課長（**武道 博君**） 住民生活課の武道でございます。

マイナンバーの普及ということで、本町の状況について説明させていただきます。

1番新しい数字でいきますと、令和3年の2月末時点で、人口が1万7,747人に対して、交付したのが3,858人となっております。普及率につきましては、21.7%となっております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 次に、公務員の一斉取得について質問します。

昨年、総務省は、国家公務員及び地方公務員の一斉取得を推進する方針を掲げ、職員や被扶養者を対象に各共済組合で申請書を一括印刷、職場を通じ一斉に配布、職場単位で申請書類を取り

まとめて、地方公共団体情報システム機構に郵送するよう通知を出しました。

この件について、築上町では、進展はどうなっておるのか。職員の取得はどうなっておるのか。それから調査をしたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、池亀議員さんがおっしゃられたように、私どもの保険であります共済組合のほうから、そういう取得についての様式等が送られてきましたので、職員には、みんな配布したところでございます。取得をしているかどうかということに関しましては、昨年の9月現在で、一度調査をしております。特別職、町長、副町長、教育長を含め209名の職員に対しまして、65名が取得をしているということで、率にいたしまして、31.1%、マイナンバーカードのほうを取得しているというふうの結果が出ております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 国の方針に沿ってやられたけど、民主的にやっているということですね。3割ちょっとということは。安心しました。あくまでも、これ法律的には強制ではなく、本人の申告によるということですので、安心したというか、それで、大変結構だと思います。

次に、GIGAスクール構想について質問します。

児童生徒に1人1台ずつタブレット型端末を配布し、授業などに用いるGIGAスクール構想。先日新聞で、精神科医でもある東大の佐々木教授は、新聞の連載記事、教育長もお読みになったかもしれませんが、「こころの天気図」で、「基本的にはよい計画だと思うが、注意も必要だ。

IT機器に早い年齢から長時間さらされることが子どもの成長と脳にどんな影響を与えるか、十分に明らかにされていないからだ。子どもへの配布を進めるには、どのように、どれくらいの時間を使うのか、事前の検討を十分重ねるべきである。いきなり全国に配布するのではなく、幾つかの学校で試験的に配布の有無を含めた使い方の違いが子どもたちにどう影響するかを深く比較検証する必要がある。学校からの配布を情報端末の長時間使用へのゴーサインと勘違いする子どもや親、中には、教員もいるかもしれない。子どもたちの健康を損なわないような検討を重ねてから配布してほしい」と話しています。

無線周波数電磁波は健康影響が指摘され、静岡県下田市には、電磁波過敏症の新入生のために無線ランを有線に切り替えた中学校があります。北海道札幌市教育委員会は、ランケーブルを通じて電力を供給するP o E給電器を各教室に設置し、この電源を切れば、電波が飛ばないようにしています。近視、目の近視ですね、近視などの深刻な影響も出ているということも報告されて

います。

東京都新宿区では、子どもたちに配る端末のスクリーンにブルーライトカットシートを貼ることが決まりました。子どもたちへの影響をどのように考えておられますか。また、今、考えている対策、施策等がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。

議員おっしゃるとおり、タブレットについては、1人1台の整備ということで、本町でも、もう納入が終わっているところであります。それに、学校内の無線ラン整備についても、こちらも終了しております。今後は、タブレットの使い方等について、学校の先生などの研修会、それからタブレットの活用について検討していきたいところですが、併せて、その健康面の分野についても、ちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） ぜひ、子どもたちの健康を守るために、できることは限られていると思っておりますけど、ぜひ、教育者一同ですね、子どもたち、本当に、医療関係の方の教授とかが言っていますし、目の健康に対しても、もう前から言われていることです。コロナ禍で、そういう状況で仕方がないと思っておりますが、ぜひ、頑張ってくださいということをお願い申し上げます。

議長、すみません。私、1個飛ばしたんですけど、あと5分あるんですけど、1個だけ……。

（「1個飛ばした」と呼ぶ者あり）はい。聞いていいですか。

○議長（**武道 修司君**） はい、どうぞ。

○議員（**13番 池亀 豊君**） すみません。昨日の北代議員の質問で、築上町で事業を営んでいる方は何らかのコロナの影響を受けているということで、当事者からの切実な声が紹介されて、北代議員が、今まで、町の助成を受けてない事業者に対しての交付金を使った補填はできないかという質問をしたんですが、答弁が、その交付金に関して一切答弁がなかったんです。それ、ちょっと、どういうお考えか、それを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶産業課長。

○産業課長（**鍛冶 孝広君**） 産業課、鍛冶でございます。

昨日、北代議員からの御質問のときに答弁させていただいたのは、事業者、町内の事業者の支援についてでございますが、経済的な支援については、大変恐縮でございますが、財源の問題があるということで、町での実施は難しいということを考えているという答弁をさせていただいている。（発言する者あり）

交付金については、また、先ほどから答弁させていただいているとおり、各課で案を検討いた

しまして、また、庁内での会議で決定するということになろうかとは思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） すみません、ちょっと時間配分が分からなくなって飛ばしてしましまして、一応、私の本日の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問は終わります。

再開は午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番目に5番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 通告に基づいて一般質問をさせていただきますが、冒頭、議長にお願いがあります。3月5日の議案質疑において、私の質問の中で非常に不適切な表現がありましたので、皆さんにお詫びをするとともに、訂正を求めたいと思います。議長、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 今、工藤議員のほうから訂正ないし取り消しの申し出がありましたので、後ほど中身を精査した上で、工藤議員と相談の上、訂正ないし取り消しをさせていただきたいと思いますので、皆さんにお諮りしたいと思います。以上の点について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、後ほど工藤議員と一緒に訂正ないし取り消しの手続きを取りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、そのまま一般質問のほうに入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず、新型コロナ対策、その支援についてということです。さまざまな支援を一次補正、二次補正、三次補正と町のほうで計画をして、今実施していると思います。ここに書いてあるとおり、この支援策は本当に実効性があったのか。どういう分野にどういう形でやるという方針でしてきたと思いますが、この実効性についてまず町長の答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いろんな給付金に対して実効性があったのかという質問でございます。

これは大いにあったと思っております。まず第1回目がいわゆる休業した事業所、人と接触を多くする事業所といたしましょうかね。これは町単でしたら後で国のほうから予算がいただいたというようなことでございますけど、非常にこれはありがたがられて、お礼の言葉も多々ありました。それで、2回目したら、ちょっともうそれじゃあやっつけていけないという言葉もございましたけど。だから、1回目を申請して、2回目を申請しなくて営業したところもあるようでございますし。しかし、1回目やったところでは、非常に休んでいるのにこれだけと。それからあと、直接じゃないけれども、学生さんとか、そういうところ全部ありがたい、ちょうどお金が要り様なときに給付金いただいてありがとうございますというそういう話もありましたよという話は伺っておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この支援策に対しては、まず町のほうはどういう形でやった結果が皆さんに対してということをごきちんと検証しなければいけないと思います。で、先日いただいた事業執行調査表というのがあります。この中には、先ほど来この件に関して質問している議員さんからもあります。未執行の分があります。これを見ると、本当にこの事業が、支援策が効果があったのかというのが非常に疑問視されるところでありますが、私個人的に考えて、1番効果があったのは町長1万円の商品券。これは全町民にいきました。それと、国でいえば10万円の定額給付金。これが私は1番効果があったんじゃないかなと思っております。

今、町長が言われる休業補償というのは特定なそういう休業補償の定義に合う事業所じゃないともらえないわけです。皆さんが言っているように、本当にそれに漏れた方、それは企業に関わらず、そういう方の支援というのがこれから1番必要ではないかなと思うんです。

ですから、そこで質問ですが、そういう方たちに対してこれからどういう形で支援をしていくのか。それに対しての調査とか聞き取りとかを今後どうしていくのかを、策があればお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応住民からの要望等あれば、それを調査しながらやっていくという方法もございますし。今、一応後の質問であるようでございますけれども、大学生、これは把握できないんですね。町の把握はどなたが大学行っているか、行っていないかというのは、これは把握は困難でございますし、こういうのは本人からの自己申告とそれから大学の学生証辺りを出してもらおうという形で確認しかできないんで。これで予算が一応、推定で大学生が卒業生が何人ぐらいおるんで、何名ぐらい大学に、学生であろうと。この推計で行っておるんで、これが差があって、予算が余ってきたという状況もございますし。いろんな場面がまた出てくるんじゃないか。

そうすると、大学辞めた人とか出てくるんですけど、それも町としては把握ができないということで、ある程度そういう事例があれば、一応申し入れていただければ現状どうなって、いろんな調査も必要でございますけれど、辞めただけでは国の給付金いただいていますので、支給するかどうかというのはちょっとまだ判断しがたい状況でございます。

あと、ケース・バイ・ケースでそういう形でもし本当に困っておる方がおれば、今までそういう方面で救済していないという方々があれば救済はしていきたいと。このように考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 次の質問にも関係するんですが、1つ例を挙げると、町長。3月7日までの緊急事態を福岡県も受けました。その中で、福岡県は少し前倒しで解除されましたが、就業時間を8時以降に設定している、そういう事業者さんは1日6万円という休業補償があったわけです。私の知り合いでも、9時までの営業時間を設定していて、1時間短縮して1日6万円もらって、本当に助かったという声。逆を言えば、これも1人知り合いなんですけど、8時までの時間を設定したおかげで全然対象から漏れたからうちは関係ないという業種もあるわけですよ。業種というか、そういう事業種もいるわけです。ですから、先ほどの学生はちょっと次にいきますけど、そういうものは網にかからなかった方たちに対してのそういう支援というのは、必ずどこかでしていただきたいなという、そういう思いがあります。ですから、調査をするのは、そんなに大変ではないと思うし。大変なのかな。大変ですか。大変だろうけども、でも、そこをきめ細かくしていただくのが今のこのコロナ禍に対する町の姿勢ではないかなと思いますので。そこは、今後しっかり支援策を練って、していただきたいと思います。

そこで、次の、町長からさっき言いましたが、大学生で辞めた方はいるのかってストレートに書いたんですが、私も辞めた人がいるとはうちの町で知りません。ただ、こういう質問のほうは分かりやすいだろう。でも、言い換えれば、やはり本当に困っている人っていうのはいると思うんです。ですから、この支援策の中にも高校生は5万円ですかね、大学生は10万円という支給というか支援をしているじゃないですか。それもそこそこの、そこそこって人数が結構、この支援策に応じて支給をしています。ですから、本当にそこも含めて、教育課でそういう状況をもし知っているのであれば。例えば、本当に困っている方という相談は、先ほど来相談窓口はないっていう質問を議員さんしていますが、そういうものを1つ必要じゃないかなと思いますので。その辺りに対しての教育委員会としての、担当課としてのもし考えがあれば課長でも教育長でもお願いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

コロナ禍における所得の減少等における学生さんの学費の問題とかについては、例えば小中学

校であれば就学援助費という制度がございますので、もし保護者の方の収入の減少とかもしあれば、相談をしていただければ検討して対応したいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） このコロナというのは町長、うちの町にとって最大の危機なのかなという気はします。しかし、この支援策を見ると、もっともっと先駆けてやるようなことを常日ごろ町長として持っていただきたい。ですから、後手後手にならないように、例えばほかの市町村が先駆けてやっている支援策とかも新聞等々でよく見かけます。ですからうちもそういうものを常に持っていきながらやっていっていただきたいというのがこのコロナ禍の支援に対する思いですが。

最後にもう1回だけ、町長。今後、町長が思いのある支援策というのが今まで過去に1年間コロナ禍の中で行政運営をしてきていると思いますので、その辺りの対策。で、今回の予算でもやはり町税が減額になるだろうという予想も立っていますし、そうなったときに行政運営も非常に厳しくなる。その中で、国の支援策も有効に使うということは、税収を少しでも緩和する方法という形で使っていただきたい。ですから、そこにもう少し町長の思いを最後にお聞かせねがたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 経済的な支援というのは大体国、県が行っております。あとは、町としては要望、それから協力金という形で当初事業者の皆さんに出したんですね。これは支援じゃなくて協力金ということで。県がなかったんですね。経済的な支援はあったけれども、いわゆる休業をやった事業者に対して、協力金というのが県がなかったということで、これはこれで町独自で出していこうという考え方で、大変だなということで出して。そして、あとさっき言ったように1万円の商品券。これはもう独自で、国から来る来ないは別として、とにかく大鉈を振るって、大変だから、全町民に1万円の商品券をと。これは上毛が2万円支給したという例があったので。しかし、上毛までは出せないなということで。そして、町内の商業振興とそれから住民の生活安定のためという二面性を持って商品券は出したつもりでございます。

あと、妊婦さん、これはちょうど10万円の給付金の端境期にあって、もらえない人、新生児に対してもらえない。そうすれば、妊婦さんに支給しようかという形で、新生児対策という形でさせてもらいました。そして、あと、2番目の分はこれも妊婦さん独自という形で。妊婦さん大変だろうからというふうなことでさせていただいておりますし、あと、もろもろ小中学生の図書券、これも家によって、勉強図書を購入して読んでもらえばというようなこともございます。そして、大学生、高校生、これも大変だろうからというふうなことで、一応給付金をさせてもらっ

たと。

全て財源は国の特別給付金を財源にできたわけでございますし、町独自でという形になれば、非常に難しい状況もございますけど、できれば町民全体が困るような、それからあと弱者の皆さんで何か困るようなことが出てきた場合はそれは当然やるべきだろうと思っておりますし、個々の部分も検討しながら全体的なものにしていくという1つの方法もございますので。ちょっとまだ何をどうするかというのは決めておりませんが、今後のコロナの推移を見ながら、そして、国の動向、県の動向を見ながら、そういうふうな独自ができればやっていきたいなどこのように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 1つ、昨日の一般質問から町長の発言で気になる、それは国という言葉です。確かに町長は3割自治だからという表現も昨日していました。しかし、この不測の事態というのを、もう1年経っているわけですから、常に町長の頭の中に入れていただく。国からの支援は当然必要でしょうけど、やはりそこに不測の事態を備えることで、今町長から出ました上毛町みたいに1万円を2万円にできるわけです。ですから、その不測の事態というものに常に敏感に対応していただきたいし、1つ言いたいのはコロナの中ですけど、今年またどんな災害がくるか分からない。そんなときにどういう支援をするのかって言ったらうちはもう何もすることはないと言ったら困りますので、町長にお願いします。そこは不測の事態というのがコロナだけではないし、そこは常日ごろ担当課とお話しながらそういう余力のあるような運営をしていただきたいというふうに思います。

この質問の最後ですが、今こういう状況の中で、聖火リレーというのが計画にあると思います。今、国でもいろいろ騒がれています。島根県ですかね、聖火リレー自体を辞退をしたりとか、有名人も相当数聖火リレーには取りやめになったりとかいう報道があります。現在、うちのオリンピック・パラリンピックの聖火リレーの進捗状況を担当課でお願いします。

○議長（武道 修司君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課、古市です。

聖火リレーについてですけれども、既に5月の12日のスタート地点ということで築上町のメタセの杜から支所までの間を聖火リレーランナー10人が約2キロを走行する予定となっております。ただ、今議員がおっしゃられたように、コロナウイルスの感染の影響で現在事業については協議を行っているところです。大会組織委員会からコロナウイルスガイドラインが出ましたので、そちらに従って、今関係機関、警察含めて調整を行っています。コロナの前の予定であればいろいろ計画をしていたところですが、今の状況であればイベント、聖火の観覧等々縮小



せざるを得ない状況となっておりますので、そちらも踏まえて今後調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） このコロナ禍で行う聖火リレーが果たしていいのか悪いのかって  
いう表現は難しいかもしれない。先ほど来、このコロナの状況で生活が困窮したり、いろんなもの  
に不憫な思いがある国民、町民がいるわけです。その中で、もう既に3月の25だったですか  
ね、福島を出発します。うちの町にも5月の12日ですかね、12日にもう決まっている。です  
から、ここの判断というのは手を挙げてしている以上、致し方ない部分なのかなと思うんですが。  
逆に、逆転の発想で、だからこそ、そういうものをして、コロナに対しての町の姿勢というんで  
すか。というのをきちんと見せれる、逆に言えばチャンスなのかなと思います。ただし、これが  
原因、きっかけでまたコロナがうちの町で出たりとか、そういうものだけは避けていただきたい  
と思います。

町長、このオリンピック・パラリンピックの聖火リレーについて、今、担当課としては組織委  
員会のガイドラインに沿って運営していくということですが、このコロナ、聖火リレーに対して、  
町長、当時はうちの町にもオリンピック・パラリンピックの聖火が来るということでだいぶ思い  
があったと思うんですね。今この状況下で町長の思いというのはどうですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 聖火リレーですけれども、これはやっぱり全国的にやる方向でおるよう  
でございますし、当町としてもやっぱりオリンピックという契機の中で築上町が指定をされたと  
いうことで、ぜひこれはコロナ対策をしながら実行はしたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ、いい形で町民にアピールができるような聖火リレーを担当  
課、町、我々も議会も全体的に意識を持ちながら協力をしてやっていければなと思いますので、  
その辺りも併せてお願いしておきます。

通告にはないんですが、コロナ対策ということで、ワクチンの件で。ちょっと北九州の知り合  
いから状況というか、今シミュレーションをするのに2月中に北九州辺りはイベント会社とかそ  
ういうところに声掛けをして、説明会をしますという通知がきたそうです。うちもそういう、そ  
れに多分に漏れないとは思いますが、シミュレーションを今うちのほうでどの程度考えている  
のか。通告にありませんが、もし課長、情報を持っていれば私を含めて皆さんにお知らせして  
いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

シミュレーションの件でございますが、日にちは先ほど町長が申し上げましたとおり、3月18日12時30分から町立中央公民館で実施する予定です。その概要でございますが、職員は2割動員で、あと住民の方でボランティアで30人程度参加を要請しております。

それからあと、関係機関で豊前警察署、消防署などお願いをしております。そして、1番メインなのが、私どもがシミュレーションで会場設営をいたしましても、それはそれがどうなのかわちよっと分かりかねますので、医師の観点から改善するところを指摘いただくというのが主な目的でございます。

そして、会場設営につきましては、御心配ありがとうございます。確かにイベント会社などに設営を委託するというのも考えはしたんですけども、元々保健師、看護師が年1回ないし2回行う特定健診の会場設営のノウハウを持っておりますので、できるだけ職員に負担をかけずに、費用もかけずに職員で設営に取り組んでみたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 説明ありがとうございます。

密にならずに、分散型でシミュレーションをして、来るワクチン接種開始になったときには、速やかな接種をできるようにシミュレーションをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。学校教育についてで、括弧して学習指導要領の改正と書いております。

2020年度から実施している英語、またプログラミング、道徳教育の授業の状況というのをまず最初に聞きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。工藤議員お尋ねの新学習指導要領です。改訂された内容について説明させていただきます。

まず、小学校におきまして、英語教育は3、4年生は外国語活動として年間35時間、5、6年生は外国語科として年間70時間授業行っております。小学校には町雇用の英語講師3名を配置し、授業の補助を行っているところでございます。

次に、道徳ですけれども、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科、道徳となり、それぞれ年間35時間実施しております。考え、議論する道徳として、多様な価値観を身に着けることができるよう、授業展開を工夫しているところでございます。

小学校のプログラミング教育についてでございますが、本年度から導入されておりますが、論

理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピューターをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やよりよい社会を築いていこうという態度などを育むとともに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に着けることを目標に、学習指導要領に提示されている単元等で実施するものですが、算数、理科、総合的な学習の時間等で実施いたしておりますが、それ以外にも音楽、社会、家庭化等でもプログラミング的思考が身につくような工夫した授業を今行っているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先だって、椎田小学校の6年生ですかね。議場というか庁舎を見学に来たときに、校長先生に久しぶりにお会いしまして、いろいろ少し話をさせていただきました。椎田小学校だけの情報ですが、非常に先生も頑張っているし、スムーズにしているという話も聞きました。が、やはりなかなか専門的な授業でもあるし、その辺は全とうまくいっているわけではないというような話の中で、次の質問にもありますが、今度また、今年度、2022年度から35人学級、または専門教科制という意向も新聞記事で見まして、含めてそんな話しをすると、椎田小学校が今現在、1クラスが学年が、2クラスですかね。来年は3クラスになる可能性が。築城小学校に関しても、来年度はものすごく、築城小学校ですか、小学校はものすごく減るのではないかという話をしていました、校長先生が。

次の質問なんですけど、すみません、併せていきますが、35人学級が及ぼす影響というのは町当局でやはりしっかり考えて、それに対応すべく問題だと思います。この2021年度から行っている英語教育、それからプログラミング情報、それから道徳教育に関しても、次の一緒の質問にありますけど、担任制、教科制というのに非常に関係してくる問題ではないかなと思うんですね。現在、我が町の35人制になったときに、どういう学級編成になるのかっていうのは町のほうで把握していらっしゃいますか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員のお尋ねの件でございます35人以下学級、国のほうの措置として、対象になるのが今度2年生になるわけですけど、これは本町8校全てこの35人以下学級の対象のプラスにはならない学年であります。今後、対象になる学年が出てきますので、そのときは35人より1人でも増えれば2学級になるという対応でこれからの推計はこちらのほうで捉えているところでございます。

35人以下学級、それから教科担任制というのは、これまでも児童の生きる力をつけていくと

いうためのきめ細かな指導ができるというよさがある学校現場でも非常に期待されているところだと思っているところです。教育委員会でもやはり対象になるところだけではなくて、全ての子どもたちにきめ細かな教育を提供をしなければならないというふうに考えておりますので、この35人以下学級の措置というのを十分活用を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、ありがたいことに、町といたしまして、これまで町独自に加配の教員の配置を行っております。複式学級の支援や強化学習の充実等を図っているところでございます。今後もこの制度を生かしながら、児童の学力向上に努めてまいりたいと思っております。実際に今も、加配で雇用しております町雇用の先生方が教科の指導に今当たっております、ちょっと先行的に町としても取り組みができているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 35人学級に変わるというのは約40年ぶりの改訂だそうですね。50人から始まって、ずっと改定がされたのは約40年前に今の40人以下学級に変わったと承知しております。ただ、この急に35人学級とうたわれたわけでないにしろ、すごく急速にこの議論は5年間の間に小学校は全て35人以下学級にすると。ただ、現状は全国で3分の1以上が35人以下学級の少人数学級になっているという報告があるようです。うちの場合でも、今教育長が言われたとおり、この35人以下学級に当てはまるのは来年はないと。その後、やっぱり減っていくと、35人を1学年できるというのもたくさん出てくるはずなんですよ。そうすると、これ35人以下学級になっても今の状況っていうのは、築上町はあまり変わらないんじゃないかなと。ですから、加配教師はずっとそのままだろうし、県のそういう補助ですかね、先生の補助的なものにも当てはまらないというのは現状、今からずっと続くんじゃないかなというそういう懸念というか、そういう思いがあります。

で、次の教科制についてです。これはもう僕は前からそう思いよった。ただ、今回見てみると、小学校5、6年生の算数と理科と英語だったですかね。これが対象だと思います。先ほどの質問で、なぜ僕はプログラミング情報的なものが5、6年生に入らないのかなというのを記事を見て不思議だったんですよね。そうすると、理科の部分でそういう情報的なものっていうのは少し簡単にうたっているようなそういう記事がありましたので、ああこれに当てはめるのかと思いました。今も兵庫県とか群馬県を北九州でもそうですけど、教科担任制を連携したりしながら先進的にやっている教育委員会はたくさんあります。いいところは5、6年生が、中学の先生が連携しながら教科を教えていただいたりすることで中1ギャップをなくそうとかそういう狙いもあるようですから。

うちも、教育長、やっぱり先ほどのコロナじゃないですが、やはりこういう制度がもう始まる

わけですから、もっともっと先進的に以前から中学校との連携をどうだという話はいろんな議員さんから出ていますので。それが本当に文科省からのお達しとか推奨でできるわけですから、もっともっとそこは先進的にやっていただきたいと思います。その点について、この教科担任制についてですが、交換型とか3種類あるみたいですね。交換、担任の先生がかわっていく。それと、連携制。それと、今教育長が言われた追加型。追加型っていうのはもうどこもしている型ですけど。この連携型をもう少し先進的に活用したらどうかなと思います。中学校との連携というのは教育長の中でどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。

工藤議員のお尋ねの教科担任制でございますけれども、私が先ほど回答いたしましたのは、町雇用の追加型での指導でございますが、やはり中学校の教員というのは教科の専門性が高うございます。これまでも体育、保健体育科、それから英語科等々で出前授業的なものは実際に行われてきた実績がございます。しかしながら、今後はやはり小中連携して、子どもたちの学びを連携させていくという意味では、やはりこれから積極的に中学校の先生方に来ていただく、それから小学校の先生が中学校の様子を見に行くなどの、やはり研修を通じて、こういう教科担任制が実践できるような研修も深めていきたいというふうに思っているところです。

そして、あと1つなんですけれども、特にうちの本町の場合、クラスが2クラスある学校がございますけれども、そういうところであれば授業時数がほとんど同じ教科であれば、国語が得意な先生が1組も2組も国語をすとか、算数が得意な先生は1組と2組の算数を持つとかいうようなことをすることによって、学年で複数の目で子どもたちを見ることができますので、そういう意味でも効果があると思っておりますので、今後積極的にこの上学年の教科担任制を進めてまいりたいというふうに私自身は考えているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この教育というのは、いつも町長が言います、お金がかかると。確かに今、中学校は2校、小学校は8校ですかね。先ほどの35人学級制に戻りますが、8校あるわけですね、小学校。それにおそらく該当するのは2校だけでしょうね。あとはずっと当てはまらない。小規模の学校が多いわけです。

先日、信田議員から小原小学校の件で質問がありました。もう少し増やすような努力を町がしてくれてというようなことですが。これ、学校は小さくても小規模でもやることは一緒なんですよね。かかることって結構変わらないわけですよ、先生の数にしてもそう、数は違うにしても、やはり教科制にすれば英語、算数、理科というのを5、6年生を担当する先生が出てくるしとい

うことになる、その辺りはあまり変わらないのかなと思うんですね。ですから、要は、教育長が言うきめ細かくするのであれば、そこは、私は再々言っているけども、小学校の統廃合というのにも必要なのかな。もう本当に必要な時期にきているのかなと。この35人学級教科担任制を機に、もっともっと真剣に学校のあり方、子どもたちの教育に関しては教育長、考えていただきたい。予算をつけるのは町長ですから。町長は先ほど信田議員の質問にもそうになったら検討するということですが、これも再々言って、もう町長といろいろこの小学校の統廃合については今まで散々してきたけれども、もう本当にそういう時期にきているなっていうのは本当に感じています。ですから、そこは町長、今後もっとしっかりと教育委員会と議論をしながら、どういう方向が1番いいのかっていうのを再度検討していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ただいまの質問でございますけれども、学校の統廃合と。これはいろいろ議論がございますし、教育委員会と私も教育総合会議の中で議論をして、今学校のあり方についても議論をしておりますし、その中で結論を出しながら。

予算については、私が議論した中で必要な所要額は措置はしていくという形になりましょうけど、極力、教育費については、私は策はないんで、よそと比較しながら、よそよりはいいような一応教育予算を今でも組んでおるつもりでございますし、今後も教育は大事だという観点から教育費の充実を図ってもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この項の最後に、これはやはり先生のやはり働き方に関しての負担も軽減するというのは1つ目的としてあるようです。連携型にすれば、担任の先生の負担も少なくなるし、もっと事務的なものもできるし、子どもを見る目も少し余裕ができるんじゃないかなということも目的にあるようですし。今、コロナ禍という中で35人学級というのは急に進んできたっていうことであれば、もっともっとこれは県なり国にそれに対しての支援というのを町独自でもどしどし意見をしていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いしてこの質問は終わりたいと思います。

最後ですが、スポーツ、文化等で活躍している人への支援についてということで、もう本当その通りなので。私が提案したいのは、支援を行うために条例化したらどうだろうか。思い起こせば、初めてこの地に来たときに、スポーツ振興宣言の町という立て看板を見て、私は非常に感動したのを覚えています。その割に施設はないし、何なんだろうという思いは当時ずっとありました。今、調べたところによると、うちがそういう宣言をしているのが、人権の町宣言ですかね。4つぐらいありましたね。非核宣言、暴力追放宣言、あとは町長分かりますか。男女共同参画推

進宣言。それと、これが平成19年、次が人権文化のまちづくり宣言、これは平成24年に宣言をしております。なぜこの質問にいったかという、これ庁舎新しくなって、庁舎に横断幕、ものすごくいいことだなと思ったんですね。町のスポーツ選手を応援しますと。Jリーグに入団した、相撲の世界で頑張っているというのを見まして、ああものすごくいいことだなと思いました。でも、少し疑問があるのは、その前から椎田駅前にはサッカー、レスリング、それとバドミントン、この3人の選手の看板が出ていたわけです。この違いって何なんだろうかな。何なんですかね。ですから、私はこの3人も王じゃない、立て看板にするべきじゃないかなと思いました。単刀直入に聞くと、この違いっていうのは町長、何なんでしょうか。同じスポーツをして、全国で活躍をする我が町のスポーツ選手を駅前と立て看板で庁舎に貼るっていう違いっていうのは単純に何なんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 非常にそれは難しい質問。答えは難しいんですけど。基本はいわゆる九州大会、全国大会に出たとき、これは教育委員会が把握して、そのときにはいわゆる奨励金というのをこれ規則化して一応奨励金を渡しております。九州大会にはいくら、全国大会にはいくらかと。そして、チームで出たときはいくらという、個人で出たときということで、区分をして、一応これは額は決定して。

あと、立て看はこれに付随して駅と庁舎、それと支所も立てとったかな、3か所、確か立てておるはずでございます。築城駅もあるから4か所ですかね。そういう形で。

それであと、特異なのが、今回初めて懸垂幕のほうを設置しましたけれども、庁舎記念にどうか応援する気持ちはないかということでございましたので、それはいいことだということで、これは出るところが違います。私の交際費のほうで出させてもらったというふうなことで、今後そういう有名人が出ればそういう人の例ができたので、それはそれで激励をしていこうと、このように考えておるところでございます。全国大会という県大会を経て、九州大会、全国大会に行く分はちゃんと条文化しておるんで、それはそれで支援をしていくというふうな形で考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） そういう違いは何なんだろう。すごくいいことなんですよ、町長。やはりうちの町のそういうスポーツ選手を応援するというのは本当にしていただきたいし、過去にもそういう話を町長にしたことはあるけれども、なかなか現実にはなかったという例は町長ありますよね。私が紹介してもそういうことをしていただけなかったということはありません、過去に。ですから、いいことなので、それでしたらスポーツに限らず。僕が文化と付けたのは、

1つ理由があります。今回でも青天を衝けですかね、大森美香さんっているじゃないですか。あの方なんてものすごい人ですよ。文化人だと思っんですね。ですから、スポーツ選手に限らずそういう文化で活躍している人たちをああいう形で町外、町内に。町外にアピールするというのが町のアピールにもなるわけですから。どうせならもうきちっと宣言をして、そういう何であそこで、何でここかと言われぬような形の宣言をしたほうがどうかと思うところの質問であります。

最後にですが、そういう文化人も含めてスポーツ選手も含めて、そういう形で、先ほど4つの宣言はどこの町でもやっていることです。町独自でそれだけスポーツに力を入れているよというこの町アピールとすれば、そういうものをきちんと宣言というのは、私はしてほしいなという思いがありますが。最後に、町長、それに対しての文化人も含めたそういう宣言に対しての思いをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 宣言という形で、これはやっぱり特別な形でものを宣言化していくと、これはあまりたくさんやってもどうだろうかというふうな。宣言がもう50個も100個もという形になったらどうだろうかと思うんですけど。もう1つぐらいは宣言があっても。今4つの宣言がございます。そして、合併前までは椎田町には体育宣言の町という宣言がありましたけど、合併後にはなくなりました。その後、合併してからまず先ほど議員がおっしゃったように、非核と暴力排除推進の町という形で。それからあとは男女共同参画、そして人権の推進というようなことで、4つの宣言をしておるんで、体育、文化芸術、そういうのを含めた形で社会教育的な形の推進をするというふうなことで、それは宣言をしてもやぶさかでない。担当課のほうも考えておるようでございますので。そのうち議会のほうに提案するであろうと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 前向きな答弁を町長からしてもらったので、本当にこれスポーツ選手にとって、今、先ほどのオリンピックの件もそうですよ。発表の場っていうのは非常に大切だと思うし、選手にとってはそれが1番ですよ。ただ、オリンピックの出場権を得ても、発表の場がなければなんちゃないとか、その選手にとっても価値観というのは非常に少ないとか、可哀相なところがあるわけですね。ですから、その結果として、町がアピールをして、全面的にそういうことで応援ができるということは、本当に素晴らしいことではないかなと。ですから、スポーツに限らず今町長が言われたように、文化、芸術、そういうもので活躍している方をぜひ応援していただきたいと。

今言うそういう奨励金というのは規則にあるわけですから、それはそれに当てはめればいいし、



宣言をして、築上町のスポーツ選手頑張ってくださいというのは大変なアピールになると思いますので。ぜひ実現できるように、担当課と協議をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） ここで一旦休憩いたします。再開は午後2時からいたします。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に9番目に、**14番、田村兼光議員**。

○議員（**14番 田村 兼光君**） 議席番号14番の田村兼光です。よろしくをお願いします。

まず初めに、執行部には誠実な答弁を願います。

それでは、通告に従って質問に入ります。

まず、町長にお尋ねいたします。あなたは、地方自治法をどのように認識あるいは把握してございますか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 地方自治法をどのようにと、一応、地方自治法は幅広くございます。町の運営を地方自治法によって行うという、これは制約もありますし、それから住民のための、いわゆる生活をよくするといういろんな形の法律でございまして、行政運営をするための基本法というのが地方自治法と考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 田村議員。

○議員（**14番 田村 兼光君**） いろいろな把握の仕方もございます。けれど、今あなたが言うたのは、地方自治法は地域住民の福祉行政を同時にすると、そういう具合に理解してよろしゅうございますか。（発言する者あり）

それでは、質問に入ります。

1、災禍について。

これはいつもいつもこういう災害があっては困りますけれども、火災や水害等に遭って、その被災者の方々が後片づけに費やした費用等の救済について、町といたしましてはどのような具体策を考えていますか。担当課長に聞いてみましょうか。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

町のほうでは今、田村議員さんがおっしゃられました、後片づけ等の分につきましてはの費用の負担というのはございません。

今、町の定めております条例につきましては、築上町災害弔慰金の支給等に関する条例という条例がございます。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律の施行令の規定を準用いたしまして、暴風雨・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給や、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に障害見舞金等の支給をする際に定めたものでございます。

また、この支給条件に漏れるといたしますか、該当しない方につきましては、築上町災害弔慰金等の支給に関する要綱というものを定めております。

条例、要綱につきましてはの災害の定義につきましてですけれども、暴風雨・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波等の異常な自然現象による被害が生じることによって起こる災害になっておりますので、火災等の分については、この条例及び要綱については対象になっておりません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 今、おたくがのうのうと長くいろんなことを言いましたけれど、私はそんなのは聞きとうないんよ。だから、ないやつをやるのが行政じゃないの。そうやろう。そのために地方自治があるんじやろう。

私は当初言うたみたいにならぬ火事やら、そういうのがあっちゃ困るけれども、たまたまあつて……。まあ、いいや。それはそれでいいや。後で聞きましょう。

これから、わしの言うこともちょっと聞きなさいよ。

災害とは、突然やってきて不慮の事故を起こす厄介者よ。以前は火災等が発生したときなどは隣近所の皆さん方が大勢寄り添い助け合って後片づけをしていましたが、今日では私たちを含め、皆様方は高齢者になりまして我が身の世話が精いっぱい、とてもじゃないが後片づけに協力ができるような状況ではございません。

そこで、町としましてはどのような施策が一番必要か、また適当か。これは副町長にちょっとお伺いしましょう。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 災害に関して特に火災について、私の小さい頃、家の前が風呂屋でございまして度々火災が起こっておりまして、その後は消防団員さんが来て整理整頓を近所の人を合わせて片づけ等が行われていたところでございます。そして後、最後は家の方、親戚の方が片

づけるのではなかろうかなと思っています。

今はなかなかそういう消防団員、近所の方が人口減少、高齢化というような中で、もう家の者が行わなきゃならないというのが現状じゃなかろうかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） だから、さっき私が述べたように、そういう状態じゃから昔はお金がかからんで、みんなが寄り添って後始末をしとったわけよ。

そして今言うたように、お互いが高齢者になりまして、それどころじゃないんですよ。これは私が、自分が思いついてやりよるんじゃないんですよ。だから、そういう方々のことを思いまして、何とかして地方自治法にのっとって、あんた方がやろうと思えばできないことじゃないんだから、やってもらいたいと。

それから、これはしつこいんじゃないけれど、町といたしましては、被災者の方々にどれぐらいの配慮の気持ちがございますか。これは担当課長にお聞きします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 火災等で家が焼失した家庭につきましては、一応、町営住宅のお世話、それからあとは避難してもらったときの火災出火直後の仮の避難所、そういうものも全部、町のほうがお世話しておりますけれども、後片づけまでは全然やっていないということで――従前は旧椎田のときは、ほんの僅かですけれども、町長の交際費で1万円ほどお見舞金というのをしております。築城の場合はどうか知りませんが、築城も多分、火災のときは何もなかったんじゃないかなと思います、実際。

そういうことで、先ほど総務課長が言ったように、自然災害については一応例規があるというけれど、火災というものについては、そういう手助けをする余地はなかったというふうに考えております。しかし、他町村の状況をちょっと調べてみますと、若干のお見舞金を出しておるということで一応、他町村を参考にしながら、火災に遭った家庭については町のほうで見舞金の条例化をしてもよいかなど、このような考え方を私は持っております。

そういうことによって、先ほど地方自治というか、これは住民のための政治と。火災を起こそうと思って……。ただし、いろんな条件はあると思います。放火をして、その分にまで見舞金をやらないかんかという。しかし、延焼した家庭には非常に気の毒な形になるというふうな……。あと細かいことが必要でございましょうけれど、そういうのをちょっと検討しながら、見舞金の制度の設定はしてもいいんじゃないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 今、町長がそういうように見舞金の気持ちと言うていたけれど、これは後先になりましたけれど、被災者の方におかれましては突然の不慮の出来事でありまして、何をどうしたらよいか路頭に迷って、深い谷底にでも突き落とされたような心情じゃなかろうかと私は思います。そしてまた、目の前が真っ暗で、地獄のような冷え切った状態じゃなかろうかと。

そして、そのような中から温かいぬくもりを与えて、救い出してやるのが行政の責務ではないかと思いますが、くどいようだけれど、新川町長にお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 災害と言えば、これは本当に気の毒な話になりますけれど、全てを町で片づけるというわけにはまいらないと思うので一部、見舞金というものを支給して後片づけとか、あといろんな諸費用——昔を考えれば、全くそういうものはないんですよね、実際。というのは、地域の人たちが全部お金を見舞金であげておって、火事現場には立札を立てておりました。誰々が幾らくれましたという全部立札を立ててという時代があったんですけれど、これを全部、行政に全てを……。

これもやっぱり地域の皆さんが、とにかく相互、助け合いというか、自助・共助・公助と、これの境をある程度見極めしていただきながら自治会活動の中で、そういうやはり一つの活動をしてもらうのが、私は一番ありがたいやり方だろうと思います。

そういうことで、災害においては自助・共助・公助と、これのやっぱり位置づけをちゃんとやって、火災においてもその位置づけを先ほど申したように、自分の家に放火したものまでやらないかんかと。そういう状況もありますので、そこのところは一応検討して、早急に議会のほうには条例で提案したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） これはいろいろと商売人の売手、買手というような違いでございましょう。だから、何回も言うように地方自治の一番の目標は、私は福祉行政の向上だと思っています。

それと町といたしましても、多くの事業に支援活動を行っていることは承知しております。これは大変よいことだと思っていますが、突然の不慮の事故による被災者を救済するのも、これは行政の責務だと私は把握しております。

そしてまた、町長、あなたは地方自治を預かる築上町の最高責任者ですよ。そのあなたが、災害に遭って非常に苦しい思いをしている被災者を救い出すのは当然のことではございませんか。

そこで、これを取り組みやすいように一日でも早く即、実行に取り組みられるような築上町の

災害対策支援の条例を設置して、ある一定の標準額を企てた施策を実行していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほどから何回も言っていますけれど、今までのこの災害というのは自然災害の形で災害弔慰金というのを、これは合併のときに一応作っております。これの中に火災が入っていなかったということで、火災は自然災害とは別物という一つの観点もございますので別途、火災に対しての救済と申しますか、これは他町村と同じぐらいの形で一応、県内のいろいろな町村の実例を見ながら、それに見合うような形で火災に遭われた方の、いわゆる救済とまではいきません。

基本的には、自己責任で今まで全部片づけていただいておりますし、保険にも入っておられる方々——多くの方はもう保険に入っておられるという形で、保険でもその一部が適用できるんじゃないかなと思うので一部、見舞金という形で今これは当然考えるべきじゃないかなあと申しておりますので、そういう状況でちょっと調査をして今後、早急にそういうのを条例化するなりして、あと規則・要綱等を作って実施できるようにはしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） なぜ私がこういうことを申し上げるかと言いますと、いろいろ町民の中には経済的にそこそゆとりのある家庭と、我々みたいに高齢者でその辺はやっとという家庭もあるわけですよ。だから、そういう具合で苦しい家がこういう災害に遭ったとか……。私はうまい具合に言えないけれども、こういうことを申し上げるわけですよ。泥棒はみんな持っていかんけれど、これは本当にみんな持っていくんじゃないから。もう本当に路頭に迷った、それをやっぱり執行者の力で温かい光を与えてやるということが、これは最高の喜びになるわけですよ。

そこで、あなたは地方自治を預かる築上町の最高責任者ですよ。そのあなたが、災害に遭って非常に苦しい思いをしている被災者を救い出すのが当然のことと、私は思います。今言ったように、同じようなことを繰り返しても、らちは明きません。だから、この問題は長く言っても切りがないから途中で抜かします。

そこで、あなた方お二人はもうコンビが長い。そうすると、普通の常識で言えば、一般家庭の夫婦と同じようなものです。町長、あなたが父親で、副町長が母親と仮定します。そうすると、どこの家庭でも母親のほうが子ども——これは町民よね。子どもに対して母親は情が深いのが当たり前のことでしょう。だから、その子どもが被害に遭って悩んでいるのを母親が家族会議を開

いて、父親と夫婦げんかをしてでも説得して、その子どもを救い出すのが、あなた方に課せられた役目ではないかと私は思いますが、いかがなものでしょうか。副町長、ひとつ。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 町長が答弁したことについて、必ず実行できるようにお約束いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） そういう前向きな姿勢でやっていただくと、本当のこの地方自治法が生きてくるわね。そうすると、町民も大変喜びます。

だから今、あなたが築上町の町長である限り、地域住民の痛みを和らげ、生活や健康を守ってやれるような福祉行政を真っ当にさせていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れ様でした。

以上で、本日の定例会での一般質問は全て終わりました。

---

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時22分散会

---